

名古屋市景観計画(案)

景観計画の変更箇所について

- ・今回景観計画を変更する部分は、「第2章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」の(4)、(5)、(6)及び「第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」で、他の部分は変更しておりません。
- ・記述を変更した箇所にアンダーラインを付けています

名 古 屋 市

目 次

頁

はじめに	1
1 景観計画の区域	3
2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	
(1) 景観形成の全体方針	11
(2) 大規模な建築物、工作物並びに屋外広告物に関する景観形成の方針	13
(3) 都市景観形成地区における景観形成の方針	14
(4) <u>歴史的町並みの保存の方針</u>	15 変更あり
(5) <u>景観上重要な建造物・樹木及び歴史的建造物の保存活用の方針</u>	17 変更あり
(6) <u>景観関連の施策・制度などの活用方針</u>	19 変更あり
3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
(1) 大規模建築物を対象とした行為の制限（景観形成基準）	22
① 対象規模	
② 行為の制限（景観形成基準）	
(2) 大規模工作物を対象とした行為の制限（景観形成基準）	23
① 対象規模	
② 行為の制限（景観形成基準）	
(3) 都市景観形成地区内の建築物、工作物及び土地の形質の変更を対象とした行為の制限（景観形成基準）	
① 久屋大通都市景観形成地区	25
② 広小路・大津通都市景観形成地区	28
③ 名古屋駅都市景観形成地区	34
④ 四谷・山手通都市景観形成地区	39
⑤ 築地都市景観形成地区	43
⑥ 今池都市景観形成地区	46
⑦ 白壁・主税・樟木都市景観形成地区	50
4 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	変更あり 54
5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	
(1) 大規模広告物を対象とした行為の制限	55
① 対象規模	
② 行為の制限（誘導基準）	
(2) 都市景観形成地区内の屋外広告物を対象とした行為の制限	
① 久屋大通都市景観形成地区	56
② 広小路・大津通都市景観形成地区	58

③ 名古屋駅都市景観形成地区	63
④ 四谷・山手通都市景観形成地区	67
⑤ 築地都市景観形成地区	70
⑥ 今池都市景観形成地区	72
⑦ 白壁・主税・樟木都市景観形成地区	74
附則	77

はじめに

都市景観は、その都市に生活する市民の文化を最も端的に表現するものであり、すぐれた都市景観は、都市の個性を生み、市民の心を豊かにし、そこに愛着と誇りを感じさせてくれます。

本市は、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、昭和 59 年にすぐれた都市景観の創造と保全について必要な事項を定めた名古屋市都市景観条例を制定し、これに基づき都市景観基本計画の策定、都市景観整備地区の指定、市内全域を対象とした大規模建築物等の届出制度、都市景観重要建築物等の指定などの施策を展開してきました。

都市景観整備地区については、昭和 62 年～平成 9 年にかけて 6 地区を指定し、地区内における公共施設の景観整備を実施するとともに、年間約 200 件の建築物、工作物、屋外広告物の新築などについて届出を受け、都市景観形成基準に基づき助言・指導を行ってきました。

また、大規模建築物等（一定規模以上の建築物・工作物・屋外広告物）の新築などについても同様に、年間約 200 件の届出に対して助言・指導を行ってきました。

さらに、電線類の地中化、景観に配慮した橋りょうなどの整備、各区のシンボル的あるいは拠点的な場所で実施したスポット景観整備事業など公共空間の景観整備をすすめるとともに、歩行者系サインマニュアルの作成、都市景観賞の実施、都市景観協定の締結促進などの施策にも取り組んできました。

その結果、多くの市民の方々に名古屋のまちの景観が良くなつたと評価されるようになってきました。

しかし、都市景観整備地区では当時定めた都市景観形成基準が運用面で実態に合わなくなってきたたり、想定していなかった物件が出現してきたことなどにより、基準の見直しや新たな基準づくりが必要となっていました。

また、大規模建築物等については、個別の物件ごとに計画概要や周辺の状況を踏まえた助言・指導を行ってきましたが、大規模建築物等の多くに共通して対応を求めている事項などについては、あらかじめ基準として明確にすることで、景観上の十分な配慮を求めることが重要となっていました。

そこで、平成 16 年に制定された景観法を活用し、条例に基づく届出制度から法に基づく届出制度などに移行させるとともに、これにあわせて都市景観施策の課題を見直すことなどにより、これまで以上に美しいまちなみを形成し名古屋のまちの魅力を高めることを目的に、景観法に基づく景観計画を策定しました。

この計画は「ふれあい」と「調和」を基本理念とする都市景観基本計画を上位計画として、その基本目標（めざすべき都市のイメージ）の実現に向けた、良好な景観形成の基準を示すものと位置付けています。

この景観計画では、従来の都市景観整備地区は、都市景観形成基準の見直しを行った上で、『都市景観形成地区』と位置付けました。都市景観形成地区では景観形成基準の下に勧告制度などの法的措置も活用しながら良好な景観の形成を誘導します。

また、大規模建築物等については、景観計画において届出対象を一部見直した上で新たに景観形成基準を定めて、都市景観形成地区と同様に良好な景観の形成を誘導します。

さらに、都市景観重要建築物等についても、景観計画において景観重要建造物などの指定方針を定めて、景観法に基づく指定をすすめ、その保全策の充実を図ります。

1 景観計画の区域

建築物等の届出の対象区域あるいは景観重要建造物等の指定が可能な区域である景観計画の区域（景観計画区域）については、本市のこれまでの景観施策の展開を踏まえ、市内全域とします。（図1）

さらに、景観計画区域の中で、図2から図8に示す久屋大通地区、広小路・大津通地区、名古屋駅地区、四谷・山手通地区、築地地区、今池地区、白壁・主税・樟木地区の7地区については、特に良好な景観の形成をすすめる「都市景観形成地区」と位置付けます。

また、土地利用の動向や地域住民等の意向などを踏まえ、良好な景観の形成をすすめる必要がある地区についても、都市景観形成地区への位置付けなどを検討していきます。

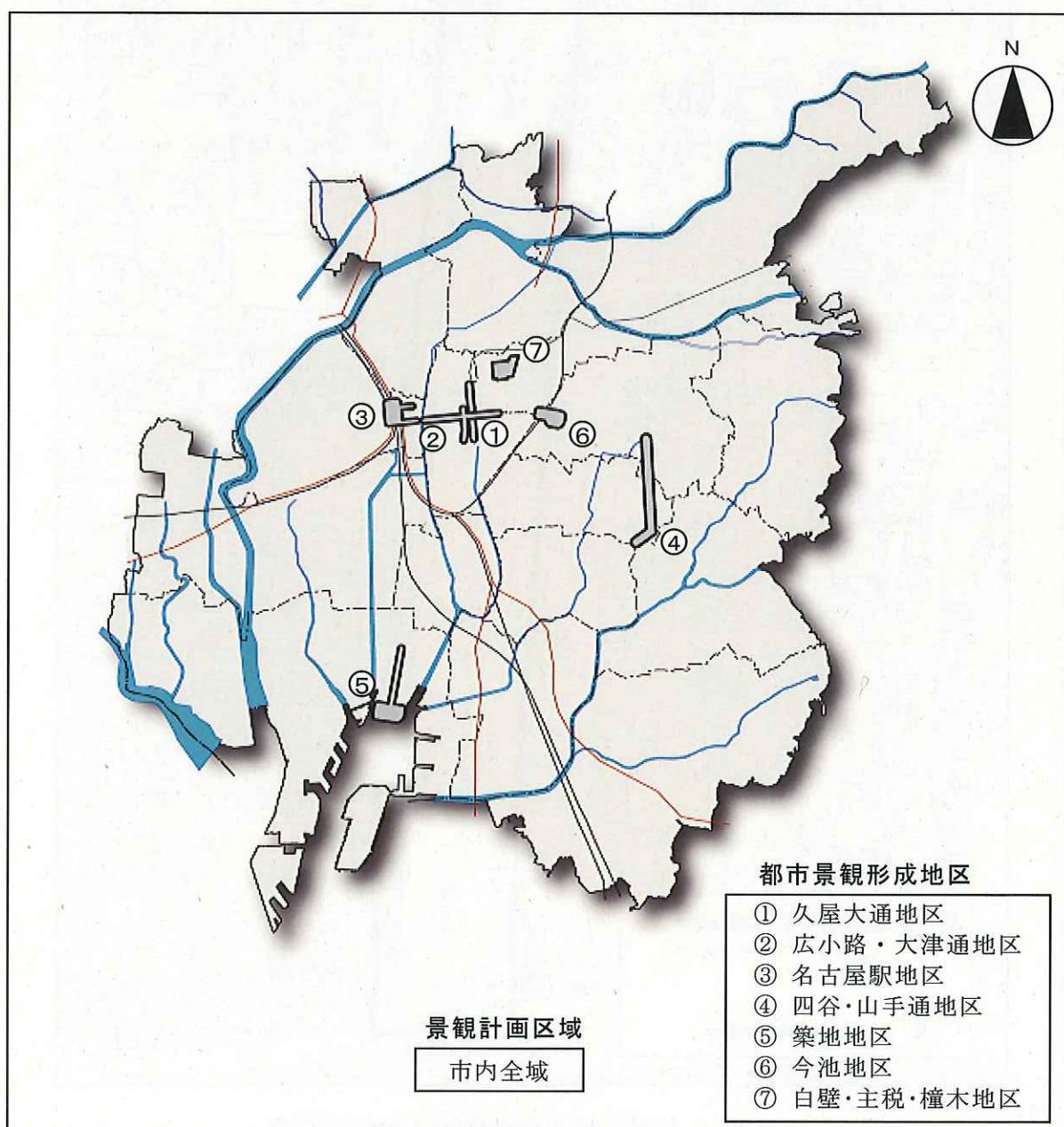
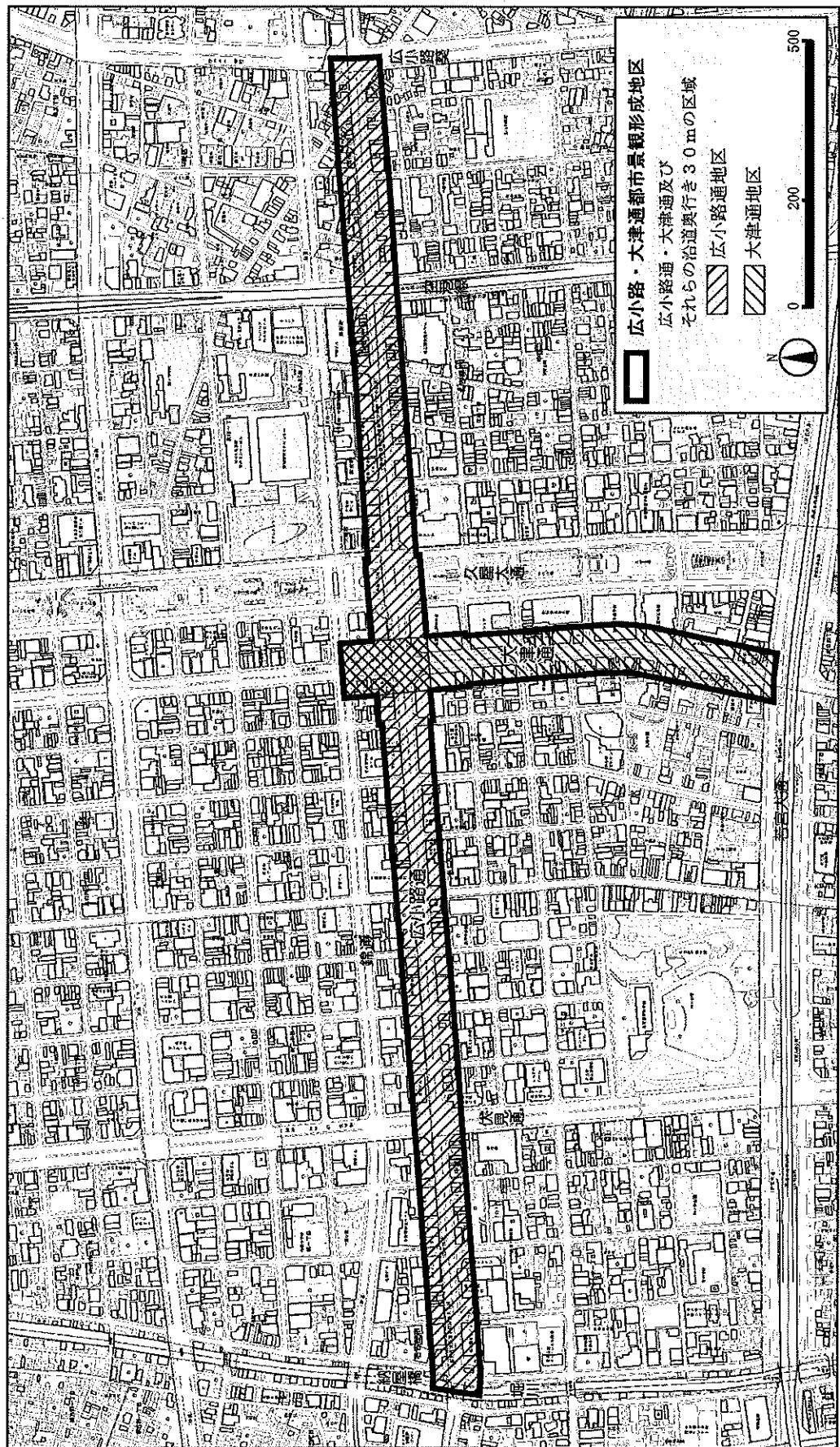


図1 景観計画区域図



図2 久屋大通都市景観形成地区区域図

図 3 広小路・大津通都市景観形成地区区域図



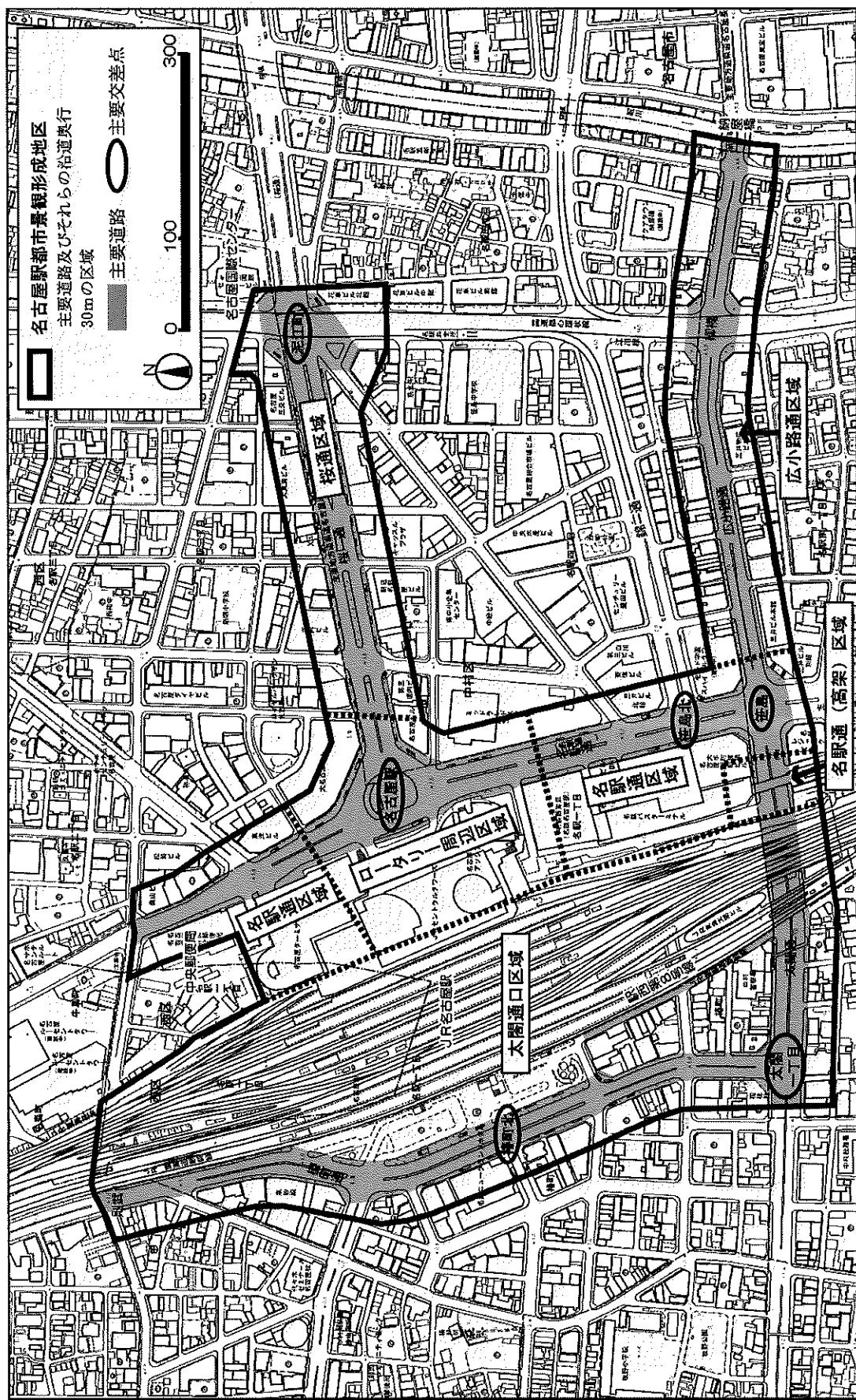


図4 名古屋駅都市景観形成地区区域図

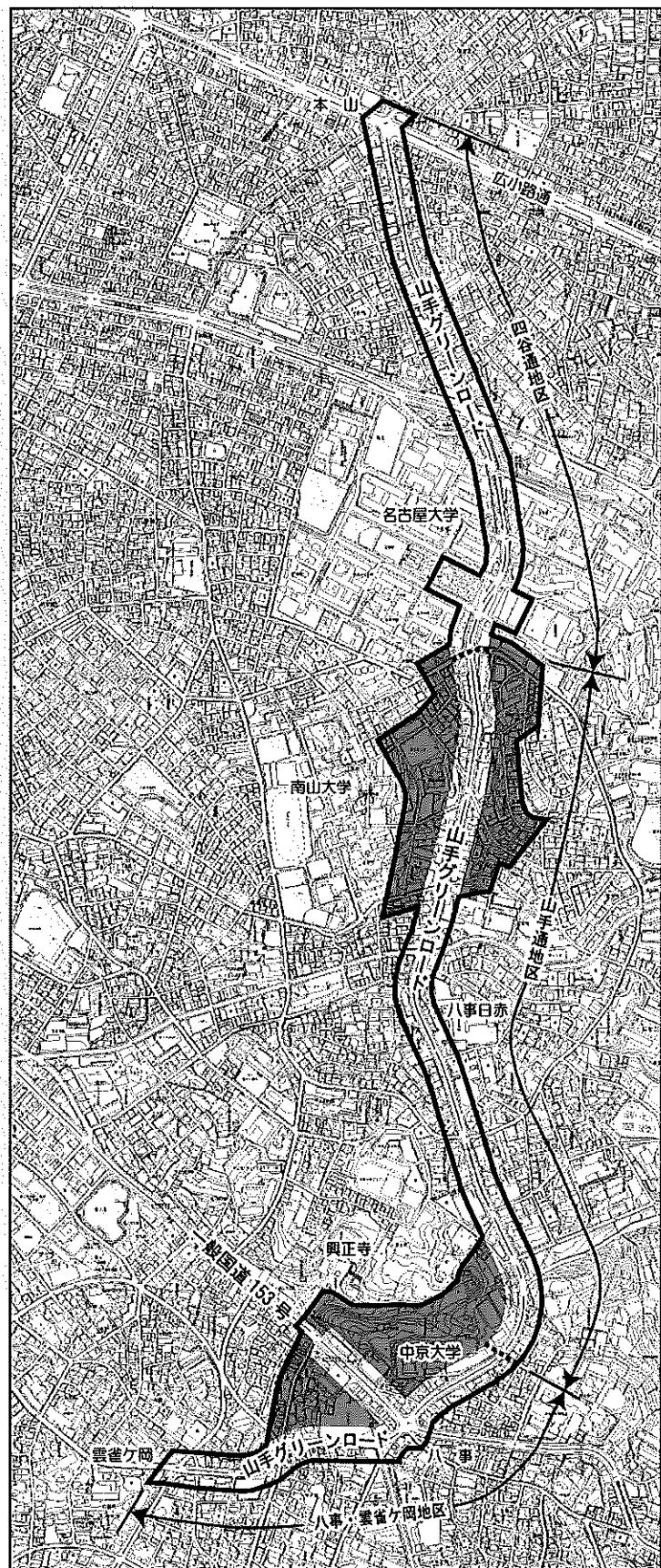
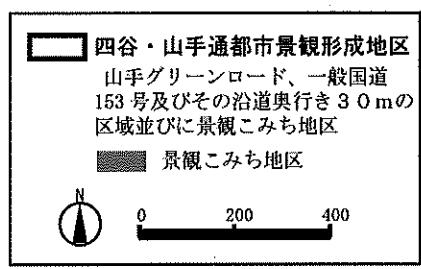


図5 四谷・山手通都市景観形成地区区域図

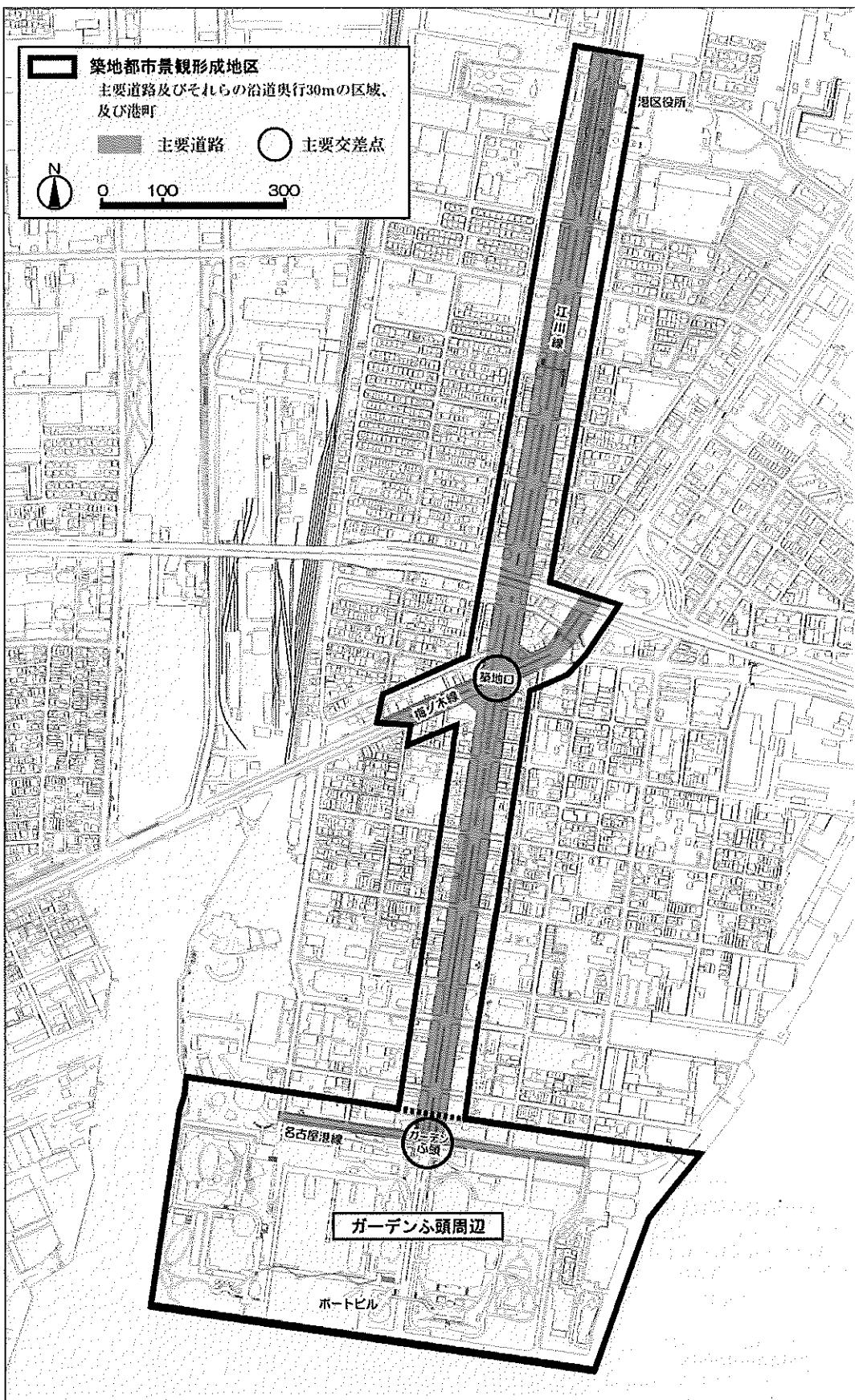


図 6 築地都市景観形成地区区域図

図7 今池都市景観形成地区区域図

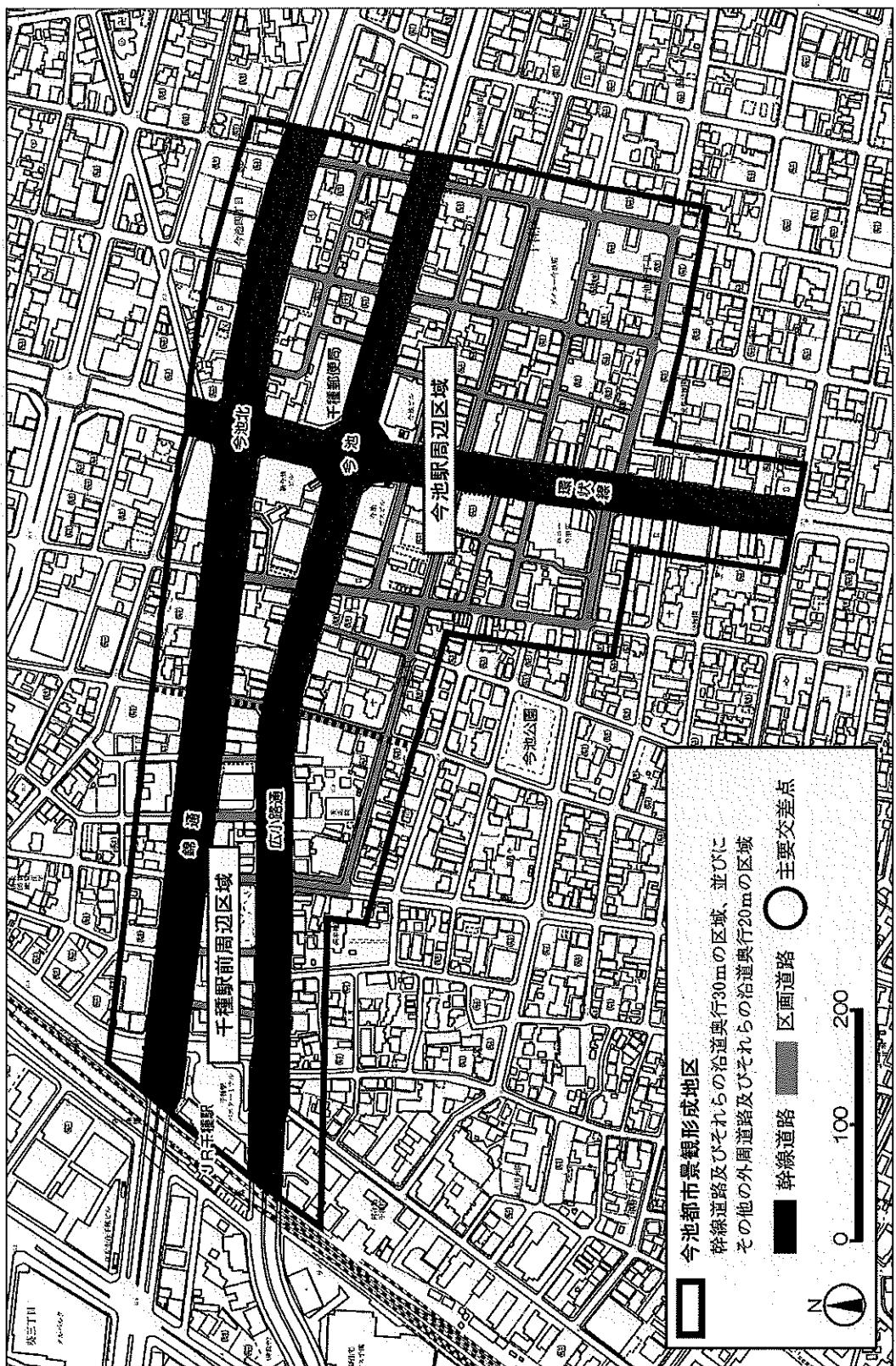
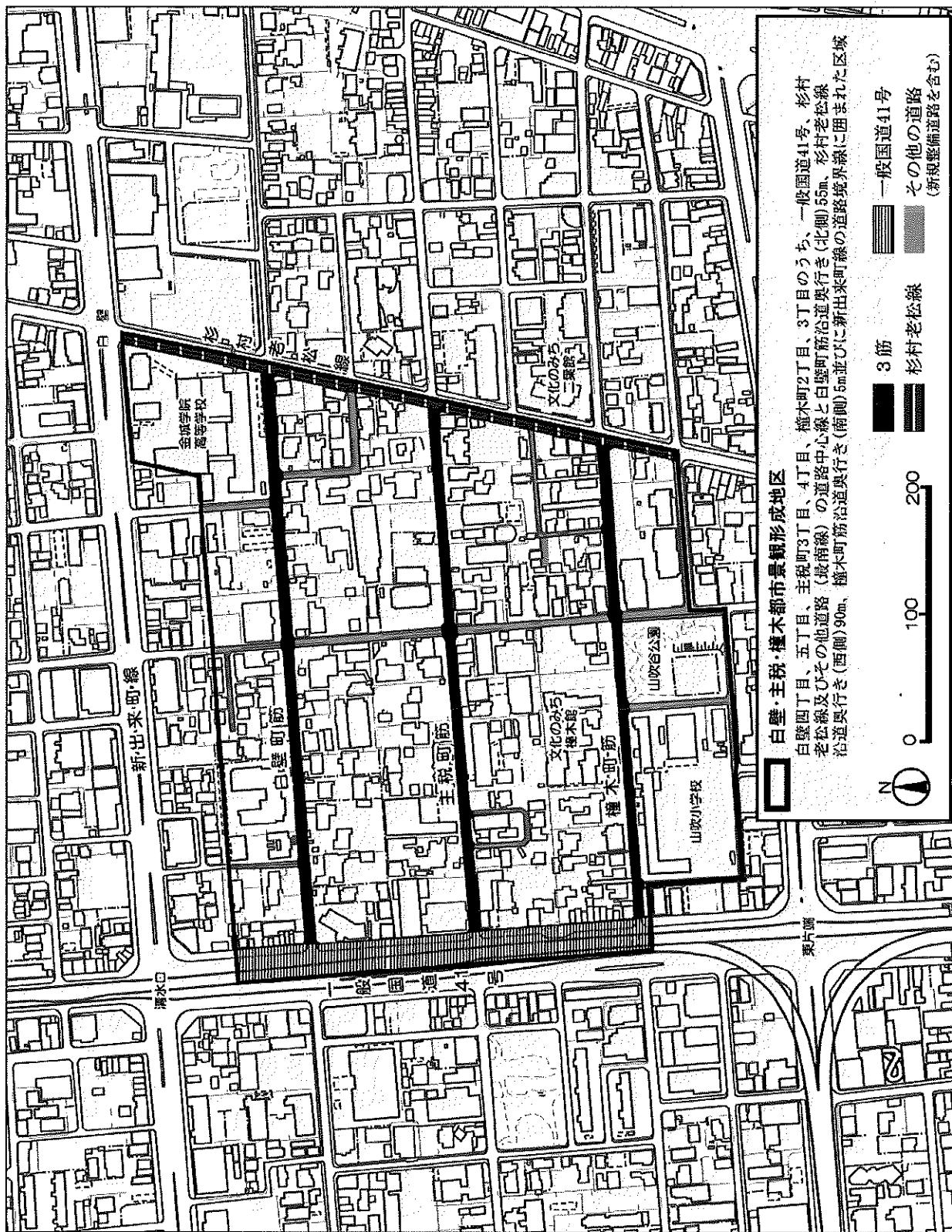


図 8 白壁・主税・樟木都市景観形成地区区域図



2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

(1) 景観形成の全体方針

本市は、名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、すぐれた都市景観の創造と保全について必要な事項を定めた名古屋市都市景観条例（以下「都市景観条例」という。）を昭和 59 年に制定しています。

この都市景観条例に基づき都市景観の整備を総合的かつ計画的にすすめるため、基本的な目標などを明らかにした「都市景観基本計画」を昭和 62 年に策定しています。

この計画の中では、「ふれあいと調和」を基本理念とするとともに、以下に示す 4 つのめざすべき都市のイメージを設定し、それを基本目標とするとともに、本市の景観上の特性を踏まえて都市のイメージの実現を図るため、「景観自立地区」、「景観基本ゾーン」及び「景観基本軸」を設定しています。

めざすべき都市のイメージ

- ① 秩序ある都市空間の中にゆたかな自然を取り入れた美しいまち
- ② 活気にみちた魅力あるまち
- ③ 歴史の深みを感じさせるまち
- ④ 人びとの心遣いとときめきをかもしだすまち

景観自立地区は、都市景観がひとつのまとまりをもった空間として意識される地域（市内を 186 地区に区分）であり、この景観自立地区を、全市的な視点から都市景観を把握できるように、地形による要因や市街化の過程、土地利用状況などから、ひとつのまとまりとして捉えた区域を景観基本ゾーン（市内を 12 のゾーンに区分）としています。

また、河川や道路などの線的要素のうち、全市の景観を構造づける骨組みとなっているもの、自ら景観をはぐくむ役割を果たしているものなどを「景観基本軸」としています。

その上で、景観基本ゾーンと景観基本軸について、それぞれの望ましい将来像として、景観整備の基本目標と目標を実現するための基本方針を設定しています。

このような、都市景観基本計画の基本理念、基本目標などを踏まえ、本計画においても、都市景観基本計画で示した 4 つの都市のイメージの実現を図ることを景観形成の全体方針とします。

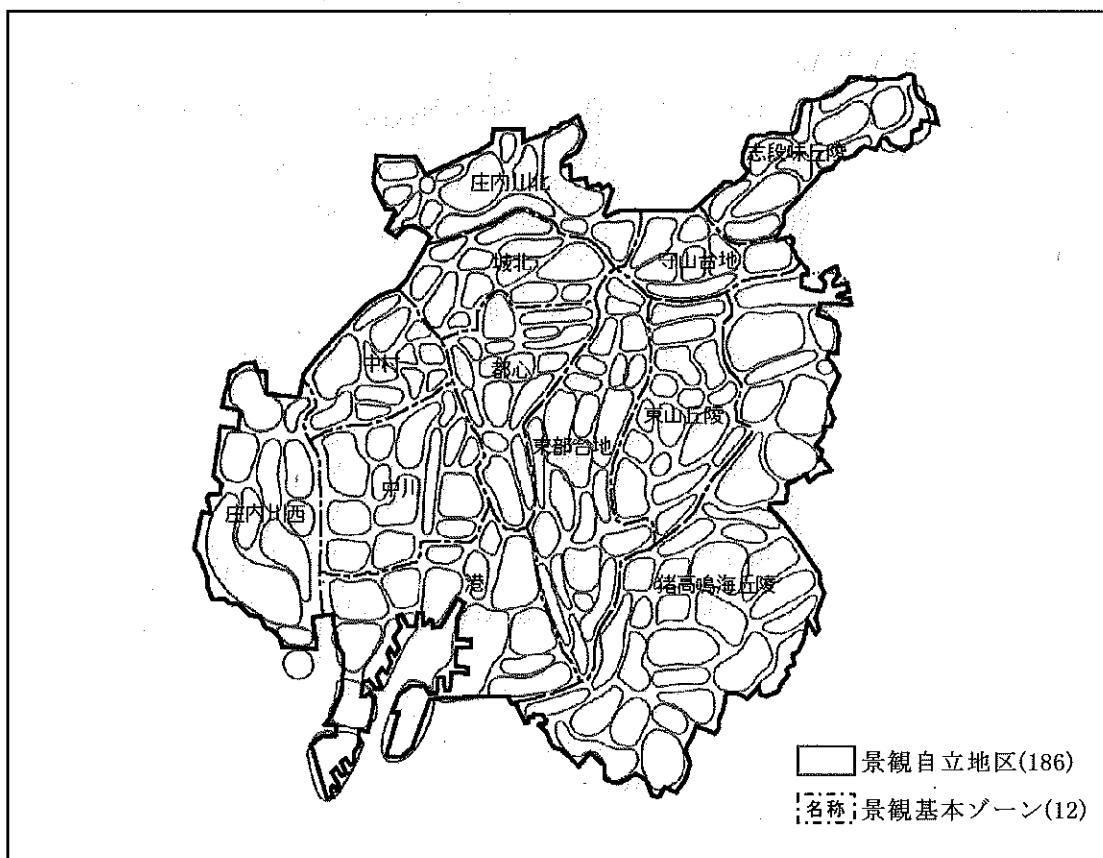


図 9 景観自立地区及び景観基本ゾーン

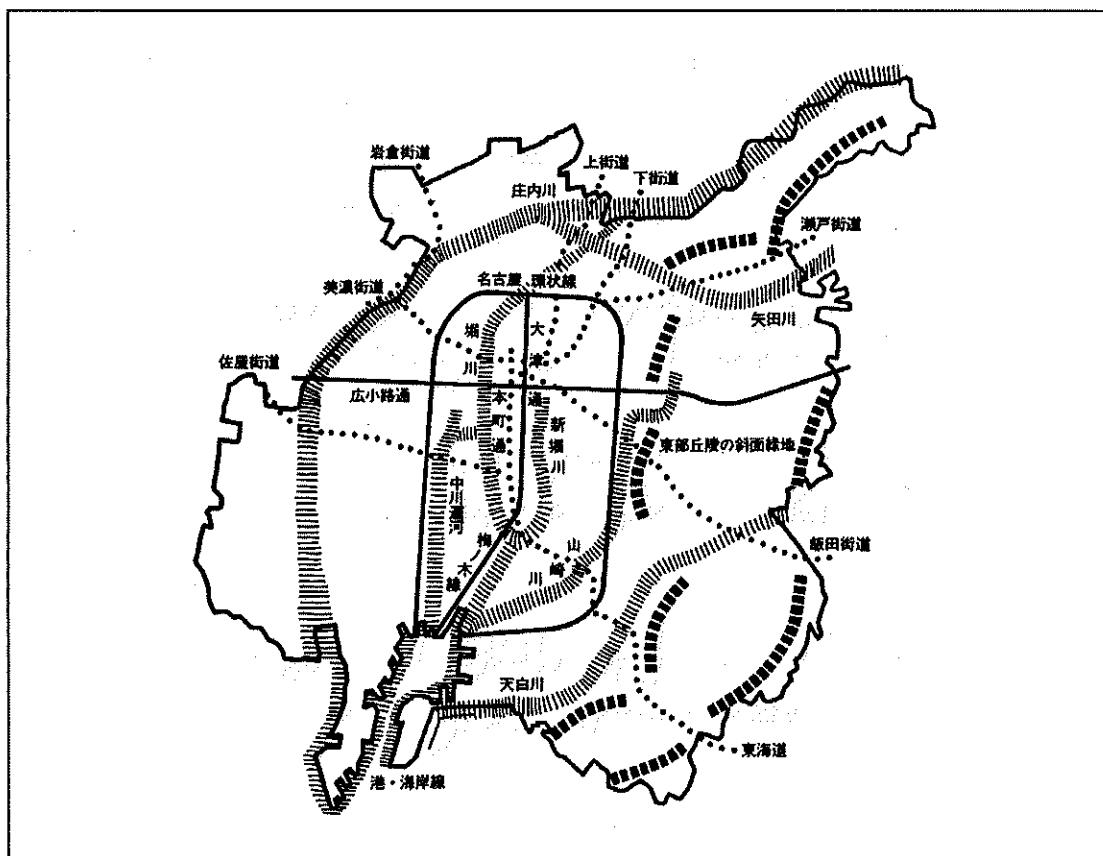


図 10 景観基本軸

(2) 大規模な建築物、工作物並びに屋外広告物に関する景観形成の方針

① 建築物、工作物について

建築物や工作物は景観を構成する主要な要素であり、それらの一つ一つの形状や色彩の積み重ねにより、まちなみが形成されます。

中でも、大規模な建築物や工作物は、周辺のまちなみ与える影響が大きいため、新築等の際には、周辺の景観との調和が図られるよう、あるいは、良好な景観形成の先進事例となるよう、外壁の素材や色彩等のデザインの工夫、敷地内における効果的な緑化や施設配置などについて基準を設定します。

特に、店舗、飲食店、遊技場などの集客施設は、周辺から目立つ形態・意匠となったり、大規模な駐車場の整備や屋外広告物の設置などを伴うことも多いため、新築等の際には、地域特性や周辺の土地利用などにも十分な配慮を求めます。

また、名古屋の地形は全体的には平坦であるため、小高い丘や台地の頂上部、河川等の堤防上などは、まちを一望することができる貴重な場所となっています。このため、高層の建築物などを計画する際には、このような場所からの眺望に配慮することも必要です。

② 屋外広告物について

屋外広告物は、その種類や設置される場所（用途地域）などに応じて、屋外広告物条例で面積や高さなどの規格を定めており、その範囲においては設置が可能です。

しかし、屋外広告物は周辺のまちなみ少なからぬ影響を与えており、特に、周辺に住宅が多い地域や沿道の土地利用が進んでいない地域などでは、景観上の影響が大きい場合があります。

このため、大規模な屋外広告物については、周辺の土地利用に配慮するとともに設置される建築物などと調和したデザイン、色彩等となるよう基準を設定します。

また、周辺に住宅等が立地している場所で、屋外広告物の夜間照明、ネオン管や電光表示装置を使用する屋外広告物の表示については、住宅等への影響を十分配慮することも必要です。

(3) 都市景観形成地区における景観形成の方針

都市景観形成地区については、地区内の住民等の理解を得ながら、それぞれの地区にあった基本方針と建築物、工作物、屋外広告物などについての基準を設定し、良好な景観の形成をすすめます。

特に、屋外広告物については、基準の一部を屋外広告物条例に基づく許可の対象事項とすることで、基準の実効性を高めます。

地 区 名	基本方針
久屋大通地区	スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザインの街並みとし、にぎわい、憩い、親しみを感じる人間性豊かで活力ある都心空間とします。
広小路・大津通地区	名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとし、にぎわいと親しみと文化の香り高い人間優先の魅力ある都市空間とします。
名古屋駅地区	名古屋大都市圏の玄関としての風格と都市の魅力を感じさせるシンボリックな都市空間とします。
四谷・山手通地区	坂・緑・曲線を描く街路、社寺や店舗、大学などの資源をいかし、自然・歴史・文化を大切にした感性豊かな都市空間とします。
築地地区	名古屋の海の玄関にふさわしい街並みとし、活気とにぎわいにあふれた港まちらしい個性豊かな都市空間とします。
今池地区	商業・娯楽・文化などが混ざり合うまちの特性をいかし、親しみとふれあいのある個性的で魅力ある都市空間とします。
白壁・主税・樟木地区	名古屋開府以来の武家屋敷地の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とします。

(4)歴史的町並みの保存の方針

歴史的、地域的に豊かな特色をもつ町並みは、景観に深みと個性を持たせる貴重な資源であり、それらを大切に守り、育てていくことは、本市の良好な景観を形成していくうえできわめて重要です。

本市では、このような町並みのうち、特に市民に親しまれ、愛着をもたれている、「有松」(図 11)、「白壁・主税・樟木」(図 12)、「四間道」(図 13)及び「中小田井」(図 14)の4地区を町並み保存要綱に基づく町並み保存地区に指定し、町並みの保存に努めてきました。

この中でも数多くの歴史的建造物が残されている有松地区の旧東海道沿いについては、文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」に指定し、歴史的町並みの保存・形成をすすめます。また他の地区についても、これまでの町並み保存の取り組みを継続するとともに、景観を特徴づける重要な役割を果たしている歴史的建造物について、さまざまな支援策を講じることで、積極的な保存活用に努めます。

また、歴史的町並みにおいては、新たに建てられる建築物、駐車場、屋外広告物などと、歴史的建造物などによる景観との不調和が生じたり、景観特性が損なわれてしまうなどの問題が発生しています。このような問題を解決するため、各地区の景観特性などをふまえ、地域住民の理解を得ながら景観法に基づく「都市景観形成地区」に指定し、届出制度により必要な指導・助言をすることで、調和の取れた良好な景観形成を誘導していきます。

地区名	景観特性
有松 町並み保存地区 (図 11)	有松地区は江戸時代以来「有松絞」の製造・販売によって発展した旧東海道沿いのまちです。塗籠造や虫籠窓、卯建などの特徴を持つ商家が現在も街道沿いに多く残り、近世の染織町の町並みを今に伝えています。
白壁・主税・樟木 町並み保存地区 (図 12)	白壁・主税・樟木地区は、江戸時代の武家屋敷の地割りを良く残しており、門・堀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代建築が残る美しい町並みを形成しています。
四間道 町並み保存地区 (図 13)	四間道地区は慶長 15 年 (1610 年) に始まった清須越しにともなってつくられた商人町で、土蔵群と町家が堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越し商人の栄華を今に伝えています。

中小田井
町並み保存地区
(図 14)

中小田井地区は岩倉方面から枇杷島の青果市場へ野菜類を運ぶ道としてにぎわった岩倉街道沿いに形成されたまちです。現在も町家や土蔵が残っており、街道の歴史を感じることができます。

(注)

塗籠造 外部の露出した木部を土壁で覆い、漆喰仕上げとするもの。

虫籠窓 2階の窓に設けられた塗りごめの格子。

卯建 建物の両妻側の壁を屋根より上に立ち上げ、小屋根を載せたもの。

清須越し 德川家康が慶長 15 (1610) 年に名古屋台地の北西に、日本最大級の近世城郭名古屋城の築城を開始し、当時尾張の中心であった清須城下町を名古屋へ移した。



図 11 有松町並み保存地区



図 12 白壁・主税・檜木町並み保存地区



図 13 四間道町並み保存地区



図 14 中小田井町並み保存地区

< 凡例 >

町並み保存地区

伝統的建造物群保存地区

(5) 景観上重要な建造物・樹木及び歴史的建造物の保存活用の方針

①保存活用の必要性

歴史、文化の一端を表現する建造物は、本市の景観に深みと個性をもたらすとともに地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。特に本市では、戦災で多くの歴史的建造物を失ったことから、現在残されている建造物を保存することは、良好な景観を形成する上で重要です。

また、全体的に地形が平坦な本市において、地域のランドマークあるいはシンボルとなり、自然の豊かさを表現する樹木は、四季折々の変化を楽しませてくれるとともに、まちに潤いや安らぎを感じさせる景観上重要な要素となっています。

こうした建造物や樹木は、長い年月を経て育まれてきたものであり、市民や地域住民の心象風景として親しまれていることから、保存活用すべき貴重な財産といえます。

しかし、こうした景観上重要な建造物や樹木は、老朽化に対して修理・維持管理に費用や手間がかかること、機能性や耐震性に課題があるものが多いこと、所有者の高齢化や相続によって修理・維持管理の担い手が不足しがちであることなどにより、取り壊されたり伐採されてしまう例も見られ、所有者の努力だけで保存活用することは大変難しくなっています。

このため、実態調査などにより景観上の価値が高い建造物や樹木を把握するとともに、景観法や都市景観条例に基づく指定などの制度を活用し、市民と協力してその保存活用をすすめ、景観の保全に必要な措置を講じます。

②指定など

ア 景観上重要な建造物

本市の良好な景観の形成のために特に重要な建造物（後述の「4 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」の要件を満たす建造物）については、景観法に基づき、所有者の意見を聴いて「景観重要建造物」に指定します。

このほかに、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物、工作物などについては、都市景観条例に基づく「都市景観重要建築物」・「都市景観重要工作物」（以下「都市景観重要建築物等」といいます。）に指定します。また、既に「都市景観重要建築物等」に指定されている建造物についても、本市の良好な景観の形成のために特に重要な建造物については、保存活用のための支援策がより充実している景観法に基づく「景観重要建造物」への移行をすすめていきます。

これらのほかに、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認められる建築物、工作物などは、都市景観条例に基づく「登録地域建造物資産」又は「認定地域建造物資産」として、所有者による保存活用を支援します。

(注)建造物は建築物（建築基準法による建築物）以外の工作物を含みます。

イ 景観上重要な樹木など

市内には、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく「保存樹」、緑のまちづくり条例に基づく「保存樹木」、文化財保護法及び文化財の保存及び活用に関する条例に基づく「天然記念物」があり、市内に存在する名木や巨木と言われる樹木のほとんどはこれらに指定されています。

また、都市景観条例に基づき、「都市景観保存樹」に指定されている樹木が、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく「保存樹」にも指定されるなど、同一の樹木などに対して複数の施策による保全策が講じられている状況にあります。

さらに、地域の良好な景観の形成に重要な樹木については、所有者の意見を聴き、他の施策における保全策と連携を図りながら景観法に基づく「景観重要樹木」への指定も検討し保全に努めます。

ウ その他景観資源

丘陵地の斜面や大規模な邸宅に残された樹林地、緑豊かな住宅地の景観を形成している庭園や生垣、地域の歴史や文化を伝える史跡旧跡、地域の良好な景観が楽しめる眺望点などについても地域の良好な景観を形成する上で、重要な景観資源と言えます。こうした良好な景観を形成する上で、保存することが望ましい樹林地や庭園などの景観資源については、所有者などへの意識啓発を図りながら、保存のための緩やかな誘導策や支援措置を講じるよう努めます。

(3) 保存活用の支援

ア 所有者の保存活用に対する技術的・経済的支援などの充実

所有者からの相談に応じ、「景観重要建造物」、「都市景観重要建築物等」、「認定地域建造物資産」については、次のような技術的支援及び経済的支援を、「登録地域建造物資産」については、次のような技術的支援をします。

技術的支援として、「名古屋歴史的建造物保存活用推進員（以下「なごや歴まちびと」といいます。）」の派遣を行います。

経済的支援として、建造物等の保存活用を目的とした改修・修理工事などに助成を行います。

さらに「景観重要建造物」、「都市景観重要建築物等」、「認定地域建造物資産」「登録地域建造物資産」について、「なごや歴史まちづくり基金」を設置し、クラウドファンディングを活用した保存活用事業に対する助成制度を開始するとともに、保存活用に関する制度的課題を解決するための検討などをを行い、支援をすすめます。

(注)クラウドファンディングとは、群衆[crowd]と資金調達[funding]を組み合わせた造語で、インターネットを通じて幅広く資金を集める手法です。

イ 多様な主体との連携

地域やまちづくり NPO、学識者、専門家団体、民間事業者など歴史まちづくりにかかわる多様な主体の交流や連携を強化します。また、景観法に基づき指定された景観整備機構とも連携を図りながら、ネットワークづくり・情報発信に努めます。

ウ 人材育成と市民意識の醸成

歴史的建造物の保存活用について専門的知識を持つ「なごや歴まちびと」及び一般市民の意識啓発や参画を促す「名古屋歴史まちづくり市民推進員（なごや歴まちサポートー）」の育成を行うとともに、育成された人材が、多くの場面で活躍できるよう環境を整えていきます。

また、一般市民にも理解しやすい講座の開催及び啓発イベントの実施などを通じて市民意識の醸成に努めます。

(6) 景観関連の施策・制度などの活用方針

景観法の制定にあわせて改正された都市緑地法、屋外広告物法、都市計画法などの法制度をはじめ、文化財保護法その他の景観に関連する法制度についても、本市の実情に応じて活用し、良好な景観の形成に努めます。

また、景観を形成する上で道路や河川などの公共施設は非常に大きな役割を果たしていますので、公共施設の整備の際には良好な景観の形成にも資するよう努めます。

さらに、良好な景観を形成し、維持するためには、市民や事業者などの協力も重要ですので、市民や事業者などとの連携を図りながら良好な景観の形成に努めます。

① 都市計画制度の活用

ア 建築物などの規制・誘導

建築物等の規制・誘導により良好な景観の形成に活用することができる都市計画の制度として、景観地区、高度地区等の地域地区や地区計画などがあります。

「景観地区」は、景観法の制定に伴い創設された制度であり、市街地の良好な景観の形成を図る地区を対象に建築物の形態意匠や高さなどについて強制力のある規制を定めるものです。「地区計画」は、地域の特性にふさわしい良好な環境を整備・開発・保全するために公共施設や建築物等の用途・形態に加え意匠等の制限を定めるものです。

どちらの制度も特定の地域を対象とした、地域特性に応じたまちづくりの制度であることから、良好な景観の形成に向けた地域住民等の合意が得られる場合に、本市としても地域の実情に相応しい制度の活用方法を検討し適用します。

また、「高度地区」は、住居専用地域における居住環境の保全や、住商・住工混在地、工業地の秩序あるまちなみの形成を図るため、建築物の高さの最高限度などを定めるものです。本市では、都心部や駅付近地を除くほぼ全域に指定しております。

イ 緑化施策の活用

都市における良好な景観を形成する上で、緑化の充実は効果的です。そのための施策としては、都市公園、道路、河川など公共空間における緑のネットワークの形成、「風致地区」、「特別緑地保全地区」などの地域制緑地の指定、また、都市緑地法に基づき一定規模以上の敷地における建築行為に対して一定割合以上の緑化を義務付ける「緑化地域」の指定などがあります。これらの様々な施策を本市の実情に合わせて活用し、緑の保全と創出を図ります。

② 公共施設の整備

ア 道路の整備

歩行者空間を中心に道路を良好に整備することは、快適で魅力あるまちづくりをすすめる上で非常に効果が高く、これまでも地域の特性に応じた道路緑化や歩道の広い幹線道路等における電線類の地中化などを実施してきています。

今後も、効果的に良好な道路空間が形成されるよう、地域の特性に応じた必要な整備をすすめます。

イ 河川等の整備

河川などの水辺は、自然の豊かさと潤いをもたらしてくれる貴重な空間であり、景観上のアクセントとなります。本市では、今後とも親水空間の形成や自然環境への配慮をした河川の整備をすすめます。

特に、本市の中心部を南北に流れる堀川については、これまでに納屋橋地区や黒川地区などにおいて親水空間整備をすすめてきており、納屋橋地区では堀川再生のシンボルとして旧加藤商会ビルの保存・活用もあわせて行っています。今後は、名城地区や松重地区における親水空間の整備もすすめます。

また、さしまライブ24地区と名古屋港を結ぶ中川運河についても、さしまライブ24地区の区画整理事業や沿岸の露橋下水処理場の再整備などにあわせて、堀止地区などの親水空間整備をすすめます。

③ 協定制度の活用

地域住民等が良好なまちを維持するために自主的にまちづくりのルールを定めるものとして協定制度があり、本市では、現在、都市景観条例に基づく都市景観協定が3地区で締結されています。その他にも建築協定、緑地協定など

の協定が市内でも数多く締結されています。

景観法においても同様な制度として景観協定が創設されており、良好な景観の維持・増進に向けた地域住民等の気運が高い地域においては、地域の実情に応じた協定制度の活用を促進します。

④ 市民・事業者などとの連携

良好な景観の形成をすすめるためには、市民、事業者、NPOなどの果たす役割が重要になってきています。

本市は、「町を美しくする運動」を提唱して、ノーポイ運動（ごみの投げ捨て防止）や空地をきれいにする運動、違反広告物をなくす運動などを市民とともにしています。また、地域住民の方々も愛護会などを組織して、道路、公園、河川などの除草や清掃などの美化活動を行っています。さらに、NPOや市民団体が主体的に歴史的建造物の保存活用を図るために取り組んでいる事例や地域住民などが参加する協議会の設置やワークショップの開催を通じて公共施設の整備や計画づくりを行っている事例もあります。

安心・安全で快適なまちづくりなごや条例に基づく自転車や自動車などの放置禁止、ごみのポイ捨てや落書きなどの禁止、空地の適切な管理、路上禁煙地区の指定の取り組みもまた良好な景観の形成にも寄与するものであり、市民や事業者、NPOさらには関係行政機関などとの連携を図ることで、今後とも美しい町並みの形成・維持に努めます。

景観法では、一定の要件を満たす区域について土地所有者などの住民やNPOが景観計画を提案することができる制度や、所有者が「景観重要建造物・景観重要樹木」への指定を提案することができる制度が設けられており、これらの制度を良好な景観の形成に活用していきます。

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 大規模建築物を対象とした行為の制限(景観形成基準)

① 対象規模

ア 高さが31mを超える建築物

(ただし、共同住宅（店舗付共同住宅等を含む。）のうち、指定容積率が500%以上の地域に建築され、その敷地面積が500m²未満のものは除く。)

イ 延べ面積が10,000m²を超える建築物

(ただし、店舗、飲食店、遊技場その他これらに類する集客施設の場合は、延べ面積が3,000m²を超える建築物を対象とする。)

② 行為の制限(景観形成基準)

基本事項	周辺の土地利用や景観に調和する、若しくは良好な景観を形成する形態・意匠・色彩とする。
外 観	<p>ア 外観の材質や色彩などは、周囲に圧迫感を与えないよう景観上の配慮を行う。</p> <p>イ 外観の色彩は、低彩度色（JIS Z8721に定める彩度で、6以下を目途）を使用する。ただし、以下の場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">・アクセントとして壁面ごとに10%以下の面積で使用する場合・自然素材に彩色を施さず使用する場合 <p>ウ 外観に複数の色を使用する場合は、色の組み合わせや配色に注意する。</p> <p>エ 周囲に住宅等がある地域で、壁面に光沢のある外壁材やガラス等を使用する場合は、太陽の反射光などが住宅等を長時間照らすことがないよう配慮する。</p>
駐 車 場	<p>ア 駐車場の出入口は、周囲の景観に配慮した位置に設置する。</p> <p>イ 立体駐車場は、道路に面して設置しないよう努める。</p> <p>ウ ハーモニカ式の駐車場（駐車マスが道路に直接面する形状の駐車場）は設置しない。やむを得ず設置する場合は、5台分の駐車マスを目途に幅50cm以上の植栽帯を設置するか駐車マスを緑化ブロックなどで緑化する。</p> <p>エ 自走式の立体駐車場を設置する場合は、自動車や設備などが見えないよう目隠しを設置するなどの景観上の配慮を行う。</p>

	オ 機械式駐車場(タワーパーキングを除く。)を設置する場合は、地上部分を一段とするか、自動車や設備などが見えないよう目隠しを設置するなどの景観上の配慮を行う。
緑化	ア 道路境界、出入口付近など景観を形成する上で効果的な場所に緑化を行う。 イ 建築物に附属する駐車場においては、周囲の緑化に努める。
附属施設	電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などについては、目立たない位置に設置するか、目隠しを設置するなどの景観上の配慮を行う。
その他	ア 敷地の周囲のさく・塀などは、色彩や高さなどに配慮し、周囲への圧迫感を軽減させるよう努める。 イ 敷地内の舗装の材質や色彩は、歩道の舗装との調和に配慮する。 ウ 敷地内に法面や擁壁がある場合は、緑化や化粧ブロックを用いるなど、景観上の配慮を行う。 エ 本市の景観を形成する上で特に重要な建造物や地域の周辺では、景観上の十分な配慮を行う。(名古屋城、徳川園、町並み保存地区など)

(2) 大規模工作物を対象とした行為の制限(景観形成基準)

① 対象規模

- ア 地上からの高さが31mを超える工作物
(建築物に定着し、又は継続して設置される場合には、その高さが10mを超え、かつ、当該建築物の高さとの合計が31mを超える工作物を対象とする。)
- イ 敷地の用に供する土地の面積が10,000m²を超える工作物
- ウ 地上からの高さが5mを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物
- エ 幅員が15mを超え、又はその延長が30mを超える橋りょう、横断歩道橋、二線橋その他これらに類する工作物

② 行為の制限(景観形成基準)

基本事項	周辺の土地利用や景観に調和する、若しくは良好な景観を形成する形態・意匠・色彩とする。
外 観	<p>ア 外観の色彩は、低彩度色（JIS Z8721 に定める彩度で、6 以下を目途）を使用する。ただし、以下の場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の法令等で配色が定められている場合 ・アクセントとして 10%以下の面積で使用する場合 ・自然素材に彩色を施さず使用する場合 <p>イ 既存の鉄塔や煙突などについては、塗装の塗り替え時に低彩度色（JIS Z8721 に定める彩度で、6 以下を目途）を使用するよう努める。ただし、他の法令等で配色が定められている場合はこの限りでない。</p>
緑 化	<p>ア 地上に設置される鉄塔、敷地面積が 10,000 m²を超える工作物などについては、道路境界、出入口付近など景観を形成する上で効果的な場所に緑化を行う。</p> <p>イ 工作物に附属する駐車場においては、周囲の緑化に努める。</p>
付属施設	<p>ア 駐車場及びその出入口については、景観上配慮した位置に設置する。</p> <p>イ 電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などについては、目立たない位置に設置するか、目隠しを設置するなどの景観上の配慮を行う。</p>
そ の 他	<p>ア 製造施設、貯蔵施設、供給施設、処理施設、運動施設、遊戯施設などの工作物の配置については、景観上の配慮を行う。</p> <p>イ 敷地の周囲のさく・塀などは、色彩や高さなどに配慮し、周囲への圧迫感を軽減させるよう努める。</p> <p>ウ 敷地内の舗装の材質や色彩は、歩道の舗装との調和に配慮する。</p> <p>エ 敷地内に法面や擁壁がある場合は、緑化や化粧ブロックを用いるなど、景観上の配慮を行う。</p> <p>オ 本市の景観を形成する上で、特に重要な建造物や地域の周辺では、景観上の十分な配慮を行う。（名古屋城、徳川園、町並み保存地区など）</p>

(3) 都市景観形成地区内の建築物、工作物及び土地の形質の変更を対象とした行為の制限(景観形成基準)

図2から図8に示す都市景観形成地区における建築物、工作物及び土地の形質の変更の景観形成基準を以下に示します。

① 久屋大通都市景観形成地区

一 建築物	
基本事項	<p>ア 建築物は、久屋大通のイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとする。</p> <p>イ 建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 久屋大通から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
規 模	建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。
色 彩	外観の色彩は、建築物、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。ただし、面積を抑え、アクセントとして効果的に用いられる色彩については、この限りでない。
壁面の位置 (1階部分)	歩道との一体感を確保するため、久屋大通に面する1階部分の外壁(柱及び袖壁を除く。)から久屋大通の道路境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。
壁面後退 区 域	<p>ア 久屋大通の道路境界線(隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線)から0.5m以内の区域の地上には、工作物及び地上広告は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽ます ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物 ・工事用の仮設物 ・隣地境界線から1m以内に設置する工作物及び地上広告 <p>イ 久屋大通と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。</p>

1階部分	久屋大通に面する1階部分は、閉鎖的にならないようショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。
ガラス面内側からの表示	建築物のガラス面の内側から外に向けて表示される文字や図柄などは、街並みとの調和に配慮する。
シャッター	久屋大通に面するシャッターは、シースルー化を図る。ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として久屋大通に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、久屋大通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。</p> <p>イ 駐車場は、久屋大通から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。</p>
建築設備など	電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路及び公園から目立たないよう工夫する。
屋上	屋上部分は、テレビ塔からの景観に配慮する。
夜景の演出	久屋大通に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。
角地	主要な交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。

(注)敷地が久屋大通に面しない建築物で、敷地の過半が久屋大通都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

二 工作物

基本事項	<p>ア 工作物は、久屋大通のイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとする。</p> <p>イ 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 久屋大通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区内における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線）から0.5m以内の区域の地上には、工作物は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽ます ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物 ・工事用の仮設物 ・隣地境界線から1m以内に設置する工作物
さく・塀	さく・塀は、久屋大通に面して設置しない。ただし、やむを得ず設置する場合は、街並みとの調和に配慮する。
日よけ・雨よけテント	日よけ・雨よけテントは、久屋大通に突き出さない。
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として久屋大通に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、久屋大通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。</p> <p>イ 久屋大通に面する駐車場は、外周の緑化を行うなど、街並みとの調和に配慮する。</p>
工事用の囲い	久屋大通に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。
自動販売機	自動販売機は、久屋大通に直接面して設置しない。ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。
その他	道路及び公園に設ける工作物は、周辺の景観に調和したデザインとする。

(注1)久屋大通に面しない工作物で、過半が久屋大通都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

(注2)仮設の工作物の建設等を行う場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

② 広小路・大津通都市景観形成地区

一 建築物（広小路通地区）

基本事項	<p>ア 建築物は、広小路通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。</p> <p>イ 建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 広小路通から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p> <p>エ 高さ 31m を超える建築物は、これまで形成されてきた高さ 31m の街並みの軒線を意識したデザインとするなど、街並みの連続性や広小路通の個性や風格が感じられる街並みの形成に努める。</p>
規模	<p>建築物の規模は、名古屋のメインストリートにふさわしい量感のあるものとするよう努める。</p>
壁面の位置 (1・2階部分)	<p>開放的で華やかな空間を演出するオープンスペースを確保し、またゆとりある快適な歩行者空間を創出するため、広小路通に面する 1・2 階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。ただし、隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が 500 m²以上の場合： <div style="margin-left: 2em; margin-right: 2em;"> <p>〔外壁又はこれに代わる柱の面から広小路通の道路境界線までの距離は 2.5m 以上とする。〕</p> </div> ・敷地面積が 500 m²未満の場合： <div style="margin-left: 2em; margin-right: 2em;"> <p>〔外壁から広小路通の道路境界線までの距離は 1.5m 以上、柱の面から広小路通の道路境界線までの距離は 0.5m 以上とする。〕</p> </div>
壁面後退区域	<p>ア 広小路通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線）から 1.5m 以内の区域には、工作物及び地上広告は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの ・工事用の仮設物 ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの <p>イ 広小路通と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。</p>

	1階部分	ア 広小路通に面する1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。 イ 広小路通に面する1階部分は、閉鎖的にならないようショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。
	ガラス面 内側から の 表 示	建築物の3階以上の階には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。
	日よけ・ 雨よけ テント	テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。
	アーケード	アーケードは設置しない。
	シャッター	広小路通に面するシャッターは、シースルー化を図る。ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。
駐車場		ア 駐車場の出入口は、原則として広小路通に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、広小路通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。 イ 駐車場は、広小路通から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。
建築設備 など		電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。
公開空地 など		公開空地などを設ける場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。
都市景観 重要建築物 などの周辺		都市景観重要建築物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。
夜景の演出		広小路通に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

二 建築物（大津通地区）

基本事項	<p>ア 建築物は、大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。</p> <p>イ 建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 大津通から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
規 模	<p>建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。</p>
壁面の位置 (1・2階部分)	<p>ゆとりある快適な歩行者空間を創出するため、大津通に面する1・2階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。ただし、隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地奥行きが15m以上の場合： 〔外壁又はこれに代わる柱の面から大津通の道路境界線までの距離は、2.5m以上とする。〕 ・敷地奥行きが15m未満の場合： 〔外壁又はこれに代わる柱の面から大津通の道路境界線までの距離は1.5m以上とする。〕
壁面後退 区 域	<p>ア 大津通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には、工作物及び地上広告は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの ・工事用の仮設物 ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの <p>イ 大津通と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。</p>
1階部分	<p>ア 大津通に面する1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。</p> <p>イ 大津通に面する1階部分は、閉鎖的にならないようショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。</p>

ガラス面 内側から の 表 示	建築物の3階以上の階には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。
日よけ・ 雨よけ テント	テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。
アーケード	アーケードは設置しない。
シャッター	大津通に面するシャッターは、シースルー化を図る。ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として大津通に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、大津通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。</p> <p>イ 駐車場は、大津通から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。</p>
建築設備 など	電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。
公開空地 など	公開空地などを設ける場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。
夜景の演出	大津通に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

(注)敷地が広小路通又は大津通に面しない建築物で、敷地の過半が広小路・大津通都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

三 工作物（広小路通地区）

基本事項	<p>ア 工作物は、広小路通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。</p> <p>イ 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 広小路通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区内における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線）から 1.5m以内の区域には、工作物は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの ・工事用の仮設物 ・通行の妨げとならない工作物で、市長が特に認めたもの
日よけ・雨よけテント	<p>ア 日よけ・雨よけテントの突出幅は、広小路通の道路境界線から 1m以下とする。</p> <p>イ テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。</p>
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として広小路通に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、広小路通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連續性やにぎわいを損なわないよう配慮する。</p> <p>イ 広小路通に面する駐車場は、花木による外周の緑化、夜間の照明、フェンスのデザインの工夫など、歩行者が楽しく歩けるよう街並みとの調和に配慮する。</p>
工事用の囲い	広小路通に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。
自動販売機	自動販売機は、広小路通に直接面して設置しない。ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。
都市景観重要建築物などの周辺	都市景観重要建築物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

四 工作物（大津通地区）

基本事項	<p>ア 工作物は、大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。</p> <p>イ 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 大津通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には、工作物は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの ・工事用の仮設物 ・通行の妨げとならない工作物で、市長が特に認めたもの
日よけ・雨よけテント	<p>ア 日よけ・雨よけテントの突出幅は、大津通の道路境界線から1m以下とする。</p> <p>イ テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。</p>
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として大津通に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、大津通以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連續性やにぎわいを損なわないよう配慮する。</p> <p>イ 大津通に面する駐車場は、外周の緑化、フェンスのデザインの工夫など、街並みとの調和に配慮する。</p>
工事用の囲い	大津通に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。
自動販売機	自動販売機は、大津通に直接面して設置しない。ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

(注 1) 広小路通又は大津通に面しない工作物で、過半が広小路・大津通都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

(注 2) 仮設の工作物の建設等を行う場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

③ 名古屋駅都市景観形成地区

一 建築物 ([] 内は適用される区域、区域を指定してないものは全域)

基本事項	<p>ア 建築物は、名古屋大都市圏の玄関にふさわしい風格を感じさせるとともに洗練されたデザインとする。</p> <p>イ 建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 主要道路から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
規模・高さ	<p>ア 建築物の高さは 20m以上とし、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。 [ロータリー周辺、桜通、名駅通]</p> <p>イ 建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。[広小路通、太閤通口、名駅通（高架）]</p>
壁面の位置	<p>ア 開放的でゆとりある快適な歩行者空間を創出するため、主要道路に面する 1・2 階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。ただし、通行の妨げとならない柱で、市長が特に認めたものはこの限りでない。 [ロータリー周辺、名駅通、広小路通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が 500 m²以上の場合： 〔外壁又はこれに代わる柱の面から主要道路の道路境界線までの距離は 2.5m 以上とする。〕 ・敷地面積が 500 m²未満の場合： 〔外壁から主要道路の道路境界線までの距離は 1.5m 以上、柱の面から主要道路の道路境界線までの距離は 0.5m 以上とする。〕 <p>イ 歩行者空間にゆとりを演出するため、主要道路に面する 1・2 階部分の外壁（柱及び袖壁を除く。）から主要道路の道路境界線までの距離は、1m以上とする。[桜通]</p> <p>ウ 歩行者空間との一体感を確保するため、主要道路に面する 1 階部分の外壁（柱及び袖壁を除く。）から主要道路の道路境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、高架下及び高架の間に挟まれている敷地はこの限りでない。 [太閤通口、名駅通（高架）]</p>

壁面後退区域	<p>ア 主要道路の道路境界線から1.5m以内の区域には、工作物及び地上広告は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> [ロータリー周辺、名駅通、広小路通] ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの ・工事用の仮設物 ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの <p>イ 主要道路の道路境界線から0.5m以内の区域には、工作物及び地上広告は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。[桜通、太閻通口、名駅通（高架）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽ます ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物 ・工事用の仮設物 ・隣地境界線から1m以内に設置する工作物及び地上広告 ・通行の妨げとならない工作物及び地上広告で、市長が特に認めたもの <p>ウ 主要道路と調和した舗装材の使用及び段差解消に努める。</p>
1階部分	<p>ア 広小路通に面する1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。[広小路通]</p> <p>イ 主要道路に面する1階部分は、閉鎖的にならないようショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。</p>
ガラス面内側からの表示	<p>ア 建築物のガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行ったもので、1・2階部分に限る。[ロータリー周辺]</p> <p>イ 建築物の以下の部分には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階以上 [桜通、名駅通] ・3階以上 [広小路通、太閻通口、名駅通（高架）]

日よけ・ 雨よけ テント	テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。
アーケード	アーケードは設置しない。[広小路通]
シャッター	主要道路に面するシャッターは、シースルー化を図る。ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として主要道路に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、主要道路以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。 [ロータリー周辺、桜通、名駅通、広小路通]</p> <p>イ 駐車場の出入口が主要道路に面する場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。 [太閤通口、名駅通（高架）]</p> <p>ウ 駐車場は、主要道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。</p>
建築設備 など	電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。
公開空地 など	<p>ア 主要交差点に面した敷地で公開空地などを設ける場合は、主要交差点側に設置する。</p> <p>イ 公開空地などを設ける場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。[広小路通]</p>
夜景の演出	主要道路に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。

(注)敷地が主要道路に面しない建築物で、敷地の過半が名古屋駅都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

二 工作物（〔〕内は適用される区域、区域を指定してないものは全域）

基本事項	<p>ア 工作物は、名古屋大都市圏の玄関にふさわしい洗練されたデザインとする。</p> <p>イ 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 主要道路の道路境界線から 1.5m以内の区域には、工作物は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。[ロータリー周辺、名駅通、広小路通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物で、将来容易に撤去可能なもの ・工事用の仮設物 ・通行の妨げとならない工作物で、市長が特に認めたもの <p>オ 主要道路の道路境界から 0.5m以内の区域には、工作物は設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。[桜通、太閤通、名駅通（高架）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽ます ・隣接建築物の目隠しなどを目的とする工作物 ・工事用の仮設物 ・隣地境界線から 1m以内に設置する工作物 ・通行の妨げとならない工作物で、市長が特に認めたもの
日よけ・雨よけテント	<p>ア 日よけ・雨よけテントは、主要道路に突き出さない。 [ロータリー周辺、桜通、名駅通]</p> <p>イ 日よけ・雨よけテントの突出幅は、主要道路の道路境界線から 1m以下とする。 [広小路通、太閤通、名駅通（高架）]</p> <p>ウ テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。</p>

駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として主要道路に面して設置しない。ただし、駐車場の設置が必要で、主要道路以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。 [ロータリー周辺、桜通、名駅通、広小路通]</p> <p>イ 駐車場の出入口が主要道路に面する場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。 [太閤通、名駅通（高架）]</p> <p>ウ 主要道路に面する駐車場は、外周の緑化、フェンスのデザインの工夫など、街並みとの調和に配慮する。</p>
工事用の囲い	主要道路に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。
自動販売機	<p>ア 自動販売機は、主要道路に直接面して設置しない。 [ロータリー周辺、桜通、名駅通]</p> <p>イ 自動販売機は、主要道路に直接面して設置しない。ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。[広小路通、太閤通、名駅通（高架）]</p>
その他	道路に設ける工作物は、景観上特に配慮したデザインとする。

(注1)主要道路に面しない工作物で、過半が名古屋駅都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

(注2)仮設の工作物の建設等を行う場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

④ 四谷・山手通都市景観形成地区

一 建築物

基本事項	<p>ア 建築物は、坂・縁・曲線や街並みに調和し、個性的で質の高い魅力的なデザインとする。</p> <p>イ 山手グリーンロード又は一般国道 153 号から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
色 彩	<p>外観の色彩は、建築物、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。ただし、面積を抑え、アクセントとして効果的に用いられる色彩については、この限りでない。</p>
壁面の位置 (1階部分)	<p>歩道との一体感を確保するため、四谷通地区又は山手通地区で敷地面積が 500 m²以上の場合は、山手グリーンロードに面する 1 階部分の外壁（柱及び袖壁を除く。）から山手グリーンロードの道路境界線までの距離は、1.5m以上とする。ただし、隅切り部分は、同一街区において隅切りを除いた山手グリーンロードの道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。</p>
外構の舗装	<p>外構の舗装は、歩道など周辺の景観との調和に配慮する。</p>
ガラス面 内側から の 表 示	<p>建築物の 2 階以上の階には、ガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
シャッター	<p>山手グリーンロード又は一般国道 153 号に面するシャッターは、シースルー化を図る。ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。</p>
駐 車 場	<p>ア 駐車場の出入口は、歩道を横断する箇所を極力少なくするよう設置する。</p> <p>イ 駐車場は、山手グリーンロード又は一般国道 153 号から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。</p> <p>ウ 立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。</p>

建築設備など	電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。
緑化	敷地面積が 500 m ² 以上 の場合は、既存の緑をできる限り残すとともに、道路沿いに低・中・高木を適切に配置するなど、景観を形成する上で効果的な緑化を行う。また、四季を演出するため、季節感のある植栽に努める。
夜景の演出	山手グリーンロード又は一般国道 153 号に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。
角地の演出	主要な交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。

(注)敷地が山手グリーンロード、一般国道 153 号又は景観こみち地区の区画道路に面しない建築物で、敷地の過半が四谷・山手通都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

二 工作物

基本事項	<p>ア 工作物は、質の高い魅力的なデザインとする。</p> <p>イ 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、周辺の緑や街並みと調和したものとする。</p>
さく・塀	さく・塀は生け垣とする。やむを得ずフェンスなどを使用する場合は、その前面に植栽を行うなど、景観上の配慮を行う。
擁 壁	コンクリート擁壁などは避け、石積み又は法面をいかした緑化を行う。ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。
日よけ・雨よけテント	<p>ア 日よけ・雨よけテントの突出幅は、山手グリーンロード又は一般国道 153 号の道路境界線から 1m 以下とする。</p> <p>イ テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。</p>
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、歩道を横断する箇所を極力少なくするよう設置する。</p> <p>イ 立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。</p> <p>ウ 駐車場の外周には緑化を行うなど、街並みとの調和に配慮する。</p>
工事用の囲い	山手グリーンロード又は一般国道 153 号に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。
自動販売機	自動販売機は、山手グリーンロード、一般国道 153 号又は景観こみち地区内の道路に直接面して設置しない。ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。

(注 1) 山手グリーンロード、一般国道 153 号又は景観こみち地区の区画道路に面しない工作物で、過半が四谷・山手通都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

(注 2) 仮設の工作物の建設等を行う場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

三 土地の形質の変更

土地の形質 の 変 更	可能な限り現況の地形や緑を保全するとともに、景観を形成する上で効果的な緑化を行う。
----------------	---

(注) 山手グリーンロード、一般国道 153 号又は景観こみち地区の区画道路に面しない敷地における土地の形質の変更で、敷地の過半が四谷・山手通都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

⑤ 築地都市景観形成地区

一 建築物

基本事項	<p>ア 建築物は、海の玄関にふさわしい、港まちらしい個性豊かなデザインとする。</p> <p>イ 建築物の形態、意匠、色彩、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ 江川線から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p> <p>エ ガーデンふ頭周辺の建築物は、活気とにぎわいにあふれた親水空間にふさわしいデザインとする。</p>
規 模	<p>ア ガーデンふ頭周辺の建築物は、海からの眺望に配慮した量感のある建築物とする。</p> <p>イ 建築物の規模は、共同化などにより量感のあるものとするよう努める。ただし、建築物の共同化が困難な場合は、隣地の建築物とデザインを合わせるなど、景観上の配慮を行う。</p>
三 角 デザイン	主要道路（江川線、梅ノ木線及び名古屋港線）に面する建築物やガーデンふ頭周辺の建築物の外観には、港をイメージさせる三角形のデザインを取り入れることとする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。
色 彩	<p>ア 外壁の主要な部分の色彩（基調色）は、高明度色かつ低彩度色を基本とし、白色系の街並みの形成に努める。ただし、1階部分の色彩は自由とする。</p> <p>イ 窓、扉、日よけ・雨よけテントなどの色彩は、街並みにアクセントをつけるものとするよう努める。</p>
ガラス面 内側から の 表 示	建築物のガラス面の内側から外に向けて表示される文字や図柄などは、街並みとの調和に配慮する。
日よけ・ 雨よけ テント	<p>ア テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。</p> <p>イ 江川線に面する1階部分の日よけ・雨よけテントは、地上からの高さが2.5mから4mまでの範囲内に、周辺との調和に配慮した位置で設置する。</p>

シャッター	江川線に面するシャッターは、シースルー化を図る。ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として江川線に面して設置しない。ただし、江川線以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。</p> <p>イ 駐車場は、江川線から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。</p> <p>ウ 立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。</p>
建築設備など	電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。
夜景の演出	ガーデンふ頭周辺及び江川線に面する部分は、照明やショーウィンドーの活用により、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。
角地の演出	主要交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。

(注)敷地が主要道路に面しない建築物で、敷地の過半が築地都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

二 工作物

基本事項	<p>ア 工作物は、海の玄関にふさわしい、港まちらしい個性豊かなデザインとする。</p> <p>イ 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。</p> <p>ウ ガーデンふ頭周辺の工作物は、活気とにぎわいにあふれた親水空間にふさわしいデザインとする。</p>
日よけ・雨よけテント	<p>ア テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。</p> <p>イ 日よけ・雨よけテントの突出幅は、江川線の道路境界線から1m以下とする。</p> <p>ウ 江川線に面する1階部分の日よけ・雨よけテントは、地上からの高さが2.5mから4mまでの範囲内に、周辺との調和に配慮した位置で設置する。</p>
駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、原則として江川線に面して設置しない。ただし、江川線以外に出入口が設けられない場合は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。</p> <p>イ 江川線に面する駐車場は、外周の緑化、フェンスのデザインの工夫など、街並みとの調和に配慮する。</p>
工事用の囲い	江川線に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。
自動販売機	江川線に面して自動販売機を設置する場合は、建築物と一体的な修景を行うなど、景観上の配慮を行う。
その他	道路及び公園並びにガーデンふ頭に設ける工作物は、周辺の景観に調和したデザインとする。

(注1) 主要道路に面しない工作物で、過半が築地都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

(注2) 仮設の工作物の建設等を行う場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

⑥ 今池都市景観形成地区

一 建築物 ([] 内は適用される区域、区域を指定してないものは全域)

基本事項	<p>ア 建築物は、地区のにぎわいを高めるため、個性的で質の高い魅力的なデザインとする。 [千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ 土地の高度利用や、シンボル的な建築物の誘導に努める。 [千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>ウ 多様な表情をもった店舗がモザイク状に並ぶ街並みの形成に努める。[今池駅周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い以外)]</p> <p>エ 幹線道路から見える建築物の側面は、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p>
色 彩	外観の色彩は、周辺の景観との調和を図る。また、高彩度色は、面積を抑え、アクセントとして効果的に使用する。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]
壁面の演出	<p>ア 壁面には、創造的で魅力ある装飾を施すなど、まちの楽しさ、にぎやかさの演出の工夫に努める。[今池駅周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い以外)]</p> <p>イ 壁面には洗練された装飾を施すなど、まちの楽しさ、にぎやかさの演出の工夫に努める。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)]</p>

壁面の位置 (1階部分)	<p>ア ゆとりや人のたまり空間を創出するため、幹線道路に面する1階部分の壁面の位置の制限は、以下のとおりとする。ただし、隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた幹線道路の道路境界線を延長した線を道路境界線みなす。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が 500 m²以上の場合： 〔外壁(柱及び袖壁を除く。)から幹線道路の道路境界線までの距離は、1m以上とする。〕 ・敷地面積が 500 m²未満の場合： 〔外壁(柱及び袖壁を除く。)の後退に努める。〕 <p>イ 店舗では個性をアピールする場として、また人のたまり空間として、道路に面する1階部分の壁面後退などに努める。[千種駅前周辺(幹線道路沿い以外)、今池駅周辺(幹線道路沿い以外)]</p>
1階部分	<p>ア 1階部分の用途は、物販、飲食又はサービス業を営む店舗など、街のにぎわいづくりに配慮した用途の導入に努める。</p> <p>イ 幹線道路に面する店舗の1階部分は、閉鎖的にならないよう、ショーウィンドーを設けるなど、街のにぎわいの演出に努める。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p>
外構の舗装	外構の舗装は、歩道など周辺の景観との調和に配慮する。
ガラス面 内側から の 表 示	建築物のガラス面の内側から外に向けて表示される文字や図柄などは、デザインに配慮する。
日よけ・ 雨よけ テント	テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。

シャッター	<p>ア 幹線道路に面するシャッターは、シースルー化を図る。ただし、防犯、防災上の理由でシースルー化できない場合は、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行う。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ シャッターは、シースルー化や照明の工夫、ペイントを施すなどの景観上の配慮を行う。[千種駅前周辺(幹線道路沿い以外)、今池駅周辺(幹線道路沿い以外)]</p>
駐車場	<p>ア 駐車場は、幹線道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ 駐車場の出入口は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p>
建築設備など	電気・空調・給排水などの建築設備、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。
夜景の演出	<p>ア 幹線道路に面する部分は、照明などの活用より、洗練された魅力ある夜景の演出に努める。 [千種駅前周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ 店舗の外観に電飾化を図るなど、まちの活気とにぎやかさの演出に努める。[今池駅周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い以外)]</p>
角地の演出	<p>ア 主要交差点の角地においては、オープンスペースを確保し、まちにゆとりとにぎわいを創出するよう努める。 [今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ 主要交差点の角地においては、街の目印となるようなシンボル化に努める。[今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p>

(注)敷地が幹線道路又は図7に示す区画道路に面しない建築物で、敷地の過半が今池都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

二 工作物（〔〕内は適用される区域、区域を指定してないものは全域）

基本事項	<p>ア 工作物は、地区のにぎわいを高めるため、個性的で質の高い魅力的なデザインとする。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ 工作物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。</p>
日よけ・雨よけテント	<p>ア 日よけ・雨よけテントの突出幅は、道路境界線から1m以下とする。</p> <p>イ テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。</p>
駐車場	<p>ア 駐車場は、外周の緑化、フェンスのデザインの工夫など、街並みとの調和に配慮する。</p> <p>イ 駐車場の出入口は、街並みの連続性やにぎわいを損なわないよう配慮する。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p>
工事用の囲い	幹線道路に面する工事用の囲いは、まちのにぎわいを損なわないよう、街並みとの調和に配慮する。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]
自動販売機	自動販売機は、幹線道路に直接面して設置しない。ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。 [千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]

(注1)幹線道路又は図7に示す区画道路に面しない工作物で、過半が今池都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

(注2)仮設の工作物の建設等を行う場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

⑦ 白壁・主税・樟木都市景観形成地区

一 建築物（[] 内は適用される区域、区域を指定してないものは全域）

基本事項	<p>ア 建築物は、歴史・文化の香りを感じさせ、緑豊かな周辺の街並みに調和し、質の高い落ち着いたデザインとする。</p> <p>イ 道路から見える外観のデザインについては、正面の外壁と同様の材質を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
高さの最高限度	都市計画法上の商業地域を除いて、建築物の高さ（建築物の高さには階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さも算入する。）は20m以下とする。ただし、この景観形成基準の適用の際現に存する建築物又は現に工事中の建築物の建築で、やむを得ないと市長が特に認めたものについては、この限りではない。
色彩	外観の色彩は、建築物、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。
壁面の位置	塀の設置や緑化を行い道路（3筋）からの圧迫感を軽減するため、敷地面積が500m ² 以上の場合は、道路（3筋）に面する外壁から道路境界線までの距離は、3m以上とする。ただし、隅切り部分は、同一街区において隅切りを除いた道路境界線を延長した線を道路境界線とみなす。[3筋沿い]
ガラス面内側からの表示	建築物のガラス面の内側から外に向けて文字や図柄などは表示しない。ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。
日よけ・雨よけテント	<p>ア 日よけ・雨よけテントは、道路（一般国道41号以外）に直接面して設置しない。[3筋沿い、杉村老松線沿い、その他の道路沿い]</p> <p>イ テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。[一般国道41号沿い]</p>
シャッターなど	建築物、門・塀、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。

駐車場	<p>ア 駐車場の出入口は、道路に面する箇所を極力少なくするよう設置する。</p> <p>イ 駐車場は、道路から目立たない位置に配置するなど、街並みとの調和に配慮する。</p> <p>ウ 立体駐車場は、建築物と一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。</p>
建築設備など	電気・空調・給排水などの建築設備、物干し、ごみ収集設備などは、道路から目立たないよう工夫する。
外構	<p>ア 道路に面した敷地の外構は、歩道など周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>イ 道路（3筋）境界には、原則として周辺の景観と調和した門・塀などを設置する。塀のかわりに生垣を設置する場合には、敷地が見えない程度のものとする。〔3筋沿い〕</p>
緑化	<p>ア 道路沿いなど景観を形成する上で効果的な場所の緑化に努める。また、四季を演出するため、季節感のある植栽に努める。</p> <p>イ 敷地面積が 500 m²以上の場合は、既存の緑をできる限り残すとともに、道路（3筋）沿いに中・高木を適切に配置するなど、景観を形成する上で効果的な緑化を行う。〔3筋沿い〕</p>
景観重要建造物などの周辺	景観重要建造物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

(注)敷地が図8に示す道路に面しない建築物で、敷地の過半が白壁・主税・樟木都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

二 工作物（[] 内は適用される区域、区域を指定してないものは全域）

基本事項	工作物は、歴史・文化の香りを感じさせ、緑豊かな周辺の街並みに調和し、質の高い落ち着いたデザインとする。
高さの最高限度	都市計画法上の商業地域を除いて、工作物の高さは 20m以下とする。（建築物に定着し、又は継続して設置される場合には、当該建築物の高さとの合計を 20m以下とする。）
色彩	外観の色彩は、建築物、樹木など周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。
塀など	塀などを設置する場合は、周辺の景観と調和したものとする。塀のかわりに生垣を設置する場合には、敷地が見えない程度のものとする。[3筋沿い]
擁壁	石積み又は石貼り等、街並みに調和したものとする。
日よけ・雨よけテント	<p>ア 日よけ・雨よけテントは、道路（一般国道 41 号以外）に直接面して設置しない。[3筋沿い、杉村老松線沿い、その他の道路沿い]</p> <p>イ テント素材は、耐久性、防汚性のある材質とする。[一般国道 41 号沿い]</p>
駐車場	<p>ア 設置する場合は、道路との間に、塀又は生垣を設け景観上の配慮を行う。やむを得ずフェンスなどを使用する場合は、その前面に植栽を行うなど、景観上の配慮を行う。</p> <p>イ 立体駐車場は、周辺の街並みと一体的な修景を行うなど景観上の配慮を行う。</p> <p>ウ 駐車場の外周には緑化を行うなど、街並みとの調和に配慮する。</p>
工事用の囲い	道路に面する工事用の囲いは、街並みとの調和に配慮する。

自動販売機	ア 設置しない。[3筋沿い、その他の道路沿い] イ 設置しない。ただし、景観上の配慮がされているものについては、この限りでない。[杉村老松線沿い、一般国道41号沿い]
景観重要建造物などの周辺	景観重要建造物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。
その他	道路に設ける工作物は、周辺の景観に調和したデザインとする。

(注1)図8に示す道路に面しない工作物で、過半が白壁・主税・樟木都市景観形成地区に含まれない場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

(注2)仮設の工作物の建設等を行う場合には、行為の届出等に関する規定は適用されません。

4 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

次の要件を満たす建造物や樹木を、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木に指定します。

建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外觀又は樹木の樹容が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、良好な景観の形成に重要なもので、以下の各号の一に該当するもの

- ア 地域の歴史や文化を代表し、歴史的又は文化的な価値を有するもの
- イ 地域のランドマークやシンボルとして市民に親しまれているもの
- ウ 歴史的町並み（「有松」、「白壁・主税・樟木」、「四間道」及び「中小田井」の4地区）において歴史的景観の形成に寄与しているもの

ただし、文化財保護法の規定により「国宝」、「重要文化財」、「特別史跡名勝天然記念物」又は「史跡名勝天然記念物」に指定（仮指定を含む。）された建造物や樹木については適用しません。

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(1) 大規模広告物を対象とした行為の制限

① 対象規模

- ア 高さが 10m を超える広告塔、広告板等の屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件
- イ 表示面積の合計が 100 m² を超える広告塔、広告板等の屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件

(注)都市景観形成地区内の屋外広告物は対象となりません。

② 行為の制限(誘導基準)

基本事項	周辺の土地利用や設置される建築物などと調和のとれたデザイン、色彩、規模等とする。
色 彩	表示面積の 1/2 を超えて高彩度 (JIS Z8721 に定める彩度で、12 以上を目途) の色を使用しない。ただし、中・低彩度の色もあわせて使用するなど、デザインや色彩に十分配慮したものは、この限りでない。
構 造	<ul style="list-style-type: none">ア 地上広告の地面への取付部については、構造上の工夫や緑化など景観上の配慮を行う。イ 屋上広告を設置する建築物の上端と屋上広告の下端の隙間は、できる限り空けない。

(注) 「誘導基準」とは、屋外広告物条例第 3 条の 2 に規定する誘導基準をいいます。

(2) 都市景観形成地区内の屋外広告物を対象とした行為の制限

図2から図8に示す都市景観形成地区内の屋外広告物を対象とした行為の制限を以下に示します。

なお、行為の制限の内、添字を○で囲んである事項は屋外広告物条例に基づく規格とし、これに適合しない屋外広告物は許可されず、それら以外の事項は誘導基準とします。

また、本計画で規定される色相、明度、彩度については日本工業規格（JIS Z8721）で定める色の表示方法（マンセル表色系）によります。

① 久屋大通都市景観形成地区

基本事項	<ul style="list-style-type: none">ア 広告物は、久屋大通のイメージを高めるよう洗練された品位のあるデザインとする。イ 広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。ウ 広告物は自家用広告物とする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。エ 広告物は、久屋大通上空に突き出さないよう努める。
色彩など	<ul style="list-style-type: none">ア 高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。イ 表示面の上端の高さを地上 10m以上とする場合は、以下のとおりとする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。<ul style="list-style-type: none">・彩度 14 を超える色は使用しない。・表示面積の 2/3 以上は彩度 10 以下又は表示面積の 3/4 以上は彩度 12 以下とする。ウ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。エ 文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。
照明など	<ul style="list-style-type: none">イ 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。エ 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

屋上広告	<p>ア 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。</p> <p>① 広告物の高さは、建築物の高さの1/3以下とする。また、広告物の横幅の1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑦ 表示面に使用する色数は、地色を含め4色以下とする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑧ 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。</p> <p>⑨ 屋上広告塔の上部、屋根面に広告を表示しない。</p>
壁面広告	<p>⑦ 表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。</p>
突出広告 久屋大通に 面するもの に限る	<p>⑦ 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>① 下端の高さは、4.5m以上とする。ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの、又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>ウ 一壁面には、一列にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。</p> <p>エ 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。</p>
地上広告	<p>⑦ 地上からの高さは、10m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は5m²以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>① 久屋大通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた久屋大通の道路境界線を延長した線）から0.5m以内の区域の地上には、設置しない。ただし、隣地境界線から1m以内に設置するものについては、この限りでない。</p> <p>⑦ 久屋大通上空に突き出すものは、下端の高さを4.5m以上とする。</p>
置き看板・ 広告旗など	<p>置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。</p>

② 広小路・大津通都市景観形成地区

一 広小路通地区

基本事項	<p>ア 広告物は、広小路通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。</p> <p>イ 広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。</p>
数 量	広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
色彩など	<p>ア 高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。</p> <p>イ 表示面の上端の高さを地上 10m 以上とする場合又は表示面積が 15 m² を超える場合は、以下のとおりとする。ただし、表示面積が 30 m² 以下の懸垂幕又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彩度 14 を超える色は使用しない。 ・表示面積の 1/2 以上は彩度 10 以下又は表示面積の 2/3 以上は彩度 12 以下とする。 <p>ウ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。</p> <p>エ 文字や図柄は、バランスよく配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。</p>
照明など	<p>ア 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。</p> <p>イ 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。</p>
電光表示装置	<p>イ 表示面積は、30 m² 以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>ロ 音響を伴う電光表示装置は設置しない。ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>ハ 突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置を設置する場合は、1 つの表示面の表示面積は 1 m² 以下とし、表示に常時動きのあるものや点滅を繰り返すものは設置しない。</p>

屋上広告	<p>ア 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。</p> <p>① 表示面の高さは、10m以下とする。また、広告物の高さは横幅の2倍以下とし、安定感のあるデザインとする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>② 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。</p>
壁面広告	<p>③ 表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。ただし、一壁面の面積が100m²未満の建築物については、10m²以下とする。</p> <p>イ 建築物の3階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。ただし、やむを得ず設置する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
突出広告 〔広小路通に面するものに限る〕	<p>ア 低層階に店舗が並ぶ街並みが歩行者からよく見えるように、建築物の1・2階部分には最小限とするよう努める。</p> <p>④ 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>⑤ 下端の高さは、以下のとおりとする。ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伏見通～久屋大通間 6m以上 ・その他区間 4.5m以上 <p>エ 一壁面には、一列にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。</p> <p>オ 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。</p>
地上広告	<p>⑥ 地上からの高さは、10m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は10m²以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑦ 広小路通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた広小路通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には設置しない。ただし、通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p>

地上広告	<p>⑦ 広小路通上空に突き出するものは、下端の高さを以下のとおりとする。ただし、1つの表示面の表示面積が 1 m²以下で、下端の高さが 2.5m以上のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伏見通～久屋大通間 6m以上 ・その他区間 4.5m以上
置き看板・広告旗など	置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。
都市景観 重要建築物などの周辺	都市景観重要建築物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。

二 大津通地区

基本事項	<p>ア 広告物は、大津通のにぎわいと品位を高めるデザインとする。 イ 広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとする。</p>
数 量	広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。
色彩など	<p>ア 高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。蛍光色は、使用しない。 ⑦ 表示面の上端の高さを地上 10m以上とする場合は、以下のとおりとする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彩度 14 を超える色は使用しない。 ・表示面積の 1/2 以上は彩度 10 以下又は表示面積の 2/3 以上は彩度 12 以下とする。 <p>ウ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。</p> <p>エ 文字や図柄は、バランスよく配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。</p>
照明など	ア 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。

	<p>イ 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。</p>
電光表示装置	<p>⑦ 表示面積は、30 m²以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑧ 音響を伴う電光表示装置は設置しない。ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑨ 突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置は設置しない。</p>
屋上広告	<p>ア 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。</p> <p>① 広告物の高さは、10m以下かつ、建築物の高さの1/2以下とする。また、広告物の横幅の2倍以下とし、安定感のあるデザインとする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑦ 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。</p>
壁面広告	<p>⑦ 表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。</p> <p>イ 建築物の3階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。ただし、やむを得ず設置する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
突出広告 大津通に面するものに限る	<p>ア 低層階に店舗が並ぶ街並みが歩行者からよく見えるように、建築物の1・2階部分には最小限とするよう努める。</p> <p>① 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>⑦ 下端の高さは、以下のとおりとする。 • 敷地外に設置するものは6m以上とする。ただし、1つの表示面の表示面積が0.3 m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は表示面の横幅が0.5m以下で下端の高さが3.5m以上のものについては、この限りでない。 • 敷地内に設置するものは2.5m以上とする。</p> <p>エ 一壁面には、一列にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が0.3 m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p>
突出広告	<p>オ 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。</p>

地上広告	<p>⑦ 地上からの高さは、10m以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑧ 大津通の道路境界線（隅切り部分は、同一街区における隅切りを除いた大津通の道路境界線を延長した線）から1.5m以内の区域には設置しない。ただし、通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑨ 大津通上空に突き出すものは、下端の高さを6m以上とする。ただし、1つの表示面の表示面積が0.3m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は表示面の横幅が0.5m以下で、下端の高さが3.5m以上のものについては、この限りでない。</p>
置き看板・ 広告旗など	置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

③ 名古屋駅都市景観形成地区（[] 内は適用される区域、区域を指定してないものは全域）

基本事項	<p>ア 広告物は、名古屋大都市圏の玄関にふさわしい洗練されたデザインとする。</p> <p>イ 広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとするとともに、建築物との調和にも配慮する。</p> <p>ウ 複数の広告物を掲出する場合は、統一感のあるものとするよう努める。</p> <p>エ 広告物は、地上から 60m を超えて掲出しない。ただし、ビル名又は社名で建築物と一緒にデザインされたもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>オ 広告物は、自家用広告物を原則とする。[ロータリー一周辺]</p>
数量	<p>ア 広告物はできるかぎり集約化し、広告物の総量の抑制に努める。</p> <p>イ 屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の 1/10 以下とする。(各広告物の表示面積及び建築物の壁面面積は鉛直投影で計算する。) [ロータリー一周辺、桜通]</p> <p>エ 地上からの高さが 7m 以上の部分の屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の 1/10 以下とする。(各広告物の表示面積及び建築物の壁面面積は鉛直投影で計算する。) [名駅通、太閻通り、名駅通（高架）]</p>
色彩など	<p>ア 高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。蛍光色は使用しない。</p> <p>イ 表示面の色彩は、以下のとおりとする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので市長が特に認めたものについては、この限りでない。 [ロータリー一周辺、桜通、名駅通] • 上端の高さを地上 10m 以上とする場合又は表示面積が 15 m² を超え 50 m² 以下の場合： <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 彩度 14 を超える色は使用しない。 表示面積の 2/3 以上は彩度 10 以下又は表示面積の 3/4 以上は彩度 12 以下とする。 </div> </p>

色彩など	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が 50 m^2 を超える場合 : <ul style="list-style-type: none"> (彩度 14 を超える色は使用しない。) 表示面積の $2/3$ 以上は彩度 10 以下又は表示面積の $3/4$ 以上は彩度 12 (ただし、色相が R - Y の範囲の色彩については彩度 10) 以下とする。) <p>Ⓐ 表示面の上端の高さを地上 10 m 以上とする場合又は表示面積が 30 m^2 を超える場合は、以下のとおりとする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので市長が特に認めたものについては、この限りでない。 [広小路通、太閤通口、名駅通（高架）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彩度 14 を超える色は使用しない。 ・表示面積の $1/2$ 以上は彩度 10 以下又は表示面積の $2/3$ 以上は彩度 12 以下とする。 <p>エ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。</p> <p>オ 文字や図柄は、バランスよく配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。</p>
照明など	<p>ア 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。</p> <p>イ 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。</p>
電光表示装置	<p>Ⓐ 表示面積は、以下のとおりとする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50 m^2 以下 [ロータリー周辺、名駅通、太閤通口、名駅通（高架）] ・30 m^2 以下 [広小路通、桜通] <p>Ⓑ 音響を伴う電光表示装置は設置しない。ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>Ⓒ 突出広告及びそれに類する形状の電光表示装置は設置しない。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p>

屋上広告	<p>ア 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。</p> <p>① 広告物の高さは、横幅の1.5倍以下とし、安定感のあるデザインとする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑦ 広告物の高さは、10m以下かつ、建築物の高さの1/2以下とする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。[広小路通]</p> <p>イ 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。</p> <p>⑧ 屋上広告塔の上部、屋根面に広告を表示しない。</p>
壁面広告	<p>⑦ 表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。ただし、一壁面の面積が100m²未満の建築物については、10m²以下とする。[広小路通]</p> <p>イ 窓面を利用した広告物は設置しない。ただし、やむを得ず設置する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行ったもので、1・2階部分に限る。[ロータリー周辺]</p> <p>ウ 建築物の以下の部分には、窓面を利用した広告物は設置しない。ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2階以上[桜通、名駅通] ・ 3階以上[広小路通、太閤通り口、名駅通（高架）]
突出広告 〔主要道路に面するものに限る〕	<p>⑦ 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>イ 主要道路上空に突き出さない。[ロータリー周辺、桜通]</p> <p>⑦ 下端の高さは、以下のとおりとする。ただし、1つの表示面の表示面積が0.8m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6m以上[ロータリー周辺、桜通、名駅通] ・ 4.5m以上[広小路通、太閤通り口、名駅通（高架）] <p>⑦ 下端の高さが以下のものは、建築物の間口の中心から長さ5mごとに2基以内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6m未満[ロータリー周辺、桜通、名駅通] ・ 4.5m未満[広小路通、太閤通り口、名駅通（高架）] <p>オ 列状にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が0.8m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。</p>

地上広告	<p>⑦ 地上からの高さは、9m以下とする。</p> <p>⑧ 主要道路の道路境界線から 1.5m以内の区域には、設置しない。ただし、通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたものについては、この限りでない。 [ロータリー周辺、名駅通、広小路通]</p> <p>⑨ 主要道路の道路境界線から 0.5m以内の区域には、設置しない。ただし、以下のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣地境界線から 1m以内に設置する地上広告 ・通行の妨げとならない地上広告で、市長が特に認めたもの [桜通、太閤通口、名駅通（高架）] <p>エ 主要道路上空に突き出さない。[ロータリー周辺、桜通]</p> <p>⑩ 主要道路上空に突き出すものは、下端の高さを以下のとおりとする。ただし、1つの表示面の表示面積が 0.8 m²以下で、下端の高さが 2.5m以上のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6m以上[名駅通] ・4.5m以上[広小路通、太閤通口、名駅通（高架）]
置き看板・ 広告旗など	置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

④ 四谷・山手通都市景観形成地区

基本事項	<p>ア 広告物は、質の高い魅力的なデザインとする。</p> <p>イ 広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとし、秩序ある掲出を行う。</p> <p>ウ 広告物は自家用広告物とする。ただし、商店街振興組合又はこれに準ずる団体が設置するもので、都市景観形成地区に指定されている四谷・山手通地区の街並みに調和するよう景観上十分な配慮がされていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p>
色彩など	<p>ア 都市景観形成地区に指定されていることに配慮し、鮮やかな色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。</p> <p>イ 表示面の上端の高さを地上 10m以上とする場合又は表示面積が 10 m²を超える場合は、以下のとおりとする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彩度 14 を超える色は使用しない。 ・彩度 12 を超える色は、表示面積の 1/3 以上又は地色には使用しない。 <p>ウ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。</p> <p>エ 文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。</p>
照明など	<p>イ 点滅する広告物、輝度が変化する広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>エ 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。</p>
電光表示装置	<p>イ 電光表示装置を使用する広告物は設置しない。ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p>

屋上広告	<p>⑦ 屋上広告は、本山交差点及び八事交差点の商業地域を除き、設置しない。ただし、1つの表示面の表示面積が 5 m²以下で、下端の高さが 5m以下のものについては、この限りでない。</p> <p>イ 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。</p> <p>⑧ 広告物の高さは、9m以下かつ、建築物の高さの 1/3 以下とする。また、広告物の横幅の 1.5 倍以下とし、安定感のあるデザインとする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑨ 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。</p>
壁面広告	<p>⑦ 表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の 1/10 以下とする。ただし、一壁面の面積が 100 m²未満の建築物については、10 m²以下とする。</p> <p>イ 建築物の 2 階以上の階には、窓面を利用した広告物は設置しない。ただし、やむを得ず設置する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。</p>
突出広告 <small>(山手グリーンロード又は一般国道 153 号に面するもの及び景観こみち地区に設置するものに限る)</small>	<p>⑦ 突出幅は、建築物の壁面から 1m以下とする。</p> <p>⑧ 1つの表示面の表示面積は、5 m²以下とする。</p> <p>⑨ 山手グリーンロード又は一般国道 153 号に面するものの下端の高さは、2.5m以上とする。</p> <p>⑩ 景観こみち地区に設置するものは、道路上空に突き出さない。</p> <p>⑪ 上端の高さは、地上から 20m以下とする。ただし、景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>カ 一壁面には、一列にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が 0.8 m²以下で、下端の高さが 2.5m以上のものについては、この限りでない。</p> <p>キ 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。</p>
地上広告	<p>⑦ 地上からの高さは 10m以下とし、1 つの側面の表示面積の合計は 15 m²以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑧ 山手グリーンロード又は一般国道 153 号上空に突き出すものは、下端の高さを 2.5m以上とする。</p> <p>⑨ 景観こみち地区に設置するものは、道路上空に突き出さない。</p>

飾り看板	通りの景観を演出するため、可能な限り洗練された飾り看板を設置する。
置き看板・広告旗など	置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

⑤ 築地都市景観形成地区

基本事項	<p>ア 広告物は、築地地区のイメージを高めるよう優れたデザインとする。</p> <p>イ 広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和したものとし、秩序ある掲出を行う。</p>
色彩など	<p>ア 高彩度色及び蛍光色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。</p> <p>イ 表示面の上端の高さを地上 10m以上とする場合又は表示面積が 10 m²を超える場合は、以下のとおりとする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・彩度 14 を超える色は使用しない。 ・彩度 12 を超える色は、表示面積の 1/3 以上又は地色には使用しない。 <p>ウ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。</p> <p>エ 文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。</p>
照明など	<p>イ 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>イ 周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。</p>
電光表示装置	<p>イ 電光表示装置を使用する広告物は設置しない。ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p>
屋上広告	<p>イ 屋上広告は設置しない。ただし、街並みと調和するようデザインに配慮されると市長が特に認めたもの、又は 1 つの表示面の表示面積が 5 m²以下で、下端の高さが 5m以下のものについては、この限りではない。</p>

壁面広告	<p>⑦ 壁面広告の表示面積は、一壁面につき壁面積の1/10以下とする。ただし、一壁面の面積が100m²未満の建築物については、表示面積の合計を10m²以下とする。</p> <p>イ 窓面を利用した広告物は街並みとの調和に配慮する。</p>
突出広告 （江川線に面するものに限る）	<p>⑦ 高さ2.5mを超える地上広告がある場合は、設置しない。ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑧ 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。</p> <p>⑨ 1つの表示面の表示面積は、4m²以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑩ 下端の高さは、4m以上とする。ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のもの又は街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>オ 一壁面には、一列にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。</p> <p>カ 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。</p>
地上広告	<p>⑦ 地上からの高さは、江川線に面し、1つの表示面の表示面積が1m²を超える突出広告のある場合は2.5m以下、それ以外の場合は、8m以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑧ 江川線上空に突き出すものは、下端の高さを4m以上とする。ただし、1つの表示面の表示面積が1m²以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。</p>
置き看板・広告旗など	置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

⑥ 今池都市景観形成地区（[] 内は適用される区域、区域を指定してないものは全域）

基本事項	<p>ア 広告物は、地区のにぎわいを高めるため、個性的で質の高い魅力的なデザインとする。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ 広告物の形態、意匠、大きさ、位置などは、街並みと調和したものにするとともに、建築物と調和したものとする。</p> <p>ウ 広告物は、まちのアクセントとなり、通りの景観を演出するものとする。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>エ 広告物は、可能な限り自由で創造的で魅力あるデザインを施すなど、まちの楽しさ、にぎやかさの演出に努める。[今池駅周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い以外)]</p>
色彩など	<p>ア 高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、千種駅前周辺(幹線道路沿い以外)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ 彩度 14 を超える色は使用しないよう努める。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、千種駅前周辺(幹線道路沿い以外)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>ウ 彩度 14 を超える色を使用する場合は、面積を抑え、アクセントとして用いるなど、注意して使用する。[今池駅周辺(幹線道路沿い以外)]</p> <p>エ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなどして注意して使用する。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、千種駅前周辺(幹線道路沿い以外)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>オ 文字や図柄は、バランスよく配置する。また雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。</p>
照明など	<p>ア 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物は、その速度を緩やかなものとする。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、千種駅前周辺(幹線道路沿い以外)]</p> <p>イ 隣接した住宅の環境を損なわないように、広告照明の表示方向及び照度などは十分注意する。</p> <p>ウ 電飾化（ネオンサインなど）によってまちのにぎわいを図る。[今池駅周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い以外)]</p>

音響を伴う 広告物	⑦ 音響を伴う広告物は設置しない。
屋上広告	<p>ア 建築物と一体性のあるデザインとなるよう努める。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>⑦ 骨組み、支柱などの構造体は、目立たないようにする。ただし、デザインに配慮されたもので、市長が特に認めたものについては、この限りではない。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p>
壁面広告	<p>⑦ 表示面積の合計は、一壁面につき壁面積の 1/10 以下又は 30 m²以下とする。ただし、一壁面の面積が 100 m²未満の建築物については、壁面積の 3/10 以下とする。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、千種駅前周辺(幹線道路沿い以外)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>イ 窓面を利用した広告物の文字や図柄などは、デザインに配慮する。</p>
突出広告	<p>⑦ 突出幅は、建築物の壁面から 1m 以下とする。</p> <p>⑦ 下端の高さは、4.5m以上とする。ただし、1つの表示面の表示面積が 1 m²以下で、下端の高さが 2.5m 以上のものについては、この限りでない。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>ウ 一壁面には、一列にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が 1 m²以下で、下端の高さが 2.5m 以上のものについては、この限りではない。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p> <p>エ 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。[千種駅前周辺(幹線道路沿い)、今池駅周辺(幹線道路沿い)]</p>
飾り看板	まちのにぎわいと通りの景観を演出するため、可能なかぎり飾り看板を設置する。
置き看板・ 広告旗など	置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。

⑦ 白壁・主税・樟木都市景観形成地区（[] 内は適用される区域、区域を指定してないものは全域）

基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 広告物は、地区のイメージを高めるよう質の高い落ち着いたデザインとする。 イ 広告物の形態、意匠、色彩、大きさ、位置などは、街並みと調和するとともに、建築物との調和にも配慮し、秩序ある掲出を行う。 ウ 広告物は、自家用広告物とする。ただし、街並みに調和するよう景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。 エ 広告物は地上から 10m を超えて掲出しない。ただし、建築物と一体的にデザインされたもので、市長が特に認めた壁面広告については、この限りでない。[3 筋沿い、杉村老松線沿い、その他の道路沿い]
色彩など 〔町内会が 表示又は 設置する ものを除 く〕	<ul style="list-style-type: none"> ア 町並み保存地区にも指定されていることに配慮し、高彩度色は、使用する面積を抑え、アクセントとして効果的に用いるなど注意して使用する。 イ 彩度 14 を超える色は使用しない。 エ 彩度 6 を超える色は、表示面積の 1/3 以上又は地色には使用しない。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。[3 筋沿い、杉村老松線沿い、その他の道路沿い] オ 補色関係など刺激の強い配色をする場合は、彩度を下げるなど注意して使用する。 カ 文字や図柄は、バランス良く配置する。また、雑然とした印象を与えないよう、使用する色数や文字の量に注意する。
照明など	<ul style="list-style-type: none"> イ 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物又は音響を伴う広告物は設置しない。ただし、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。 カ 住宅地であることから、周辺の景観を損なわないように、広告照明の方向及び照度などは十分注意する。

電光表示装置	⑦ 電光表示装置を使用する広告物は設置しない。ただし、表示に動きがないなど、周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共性の高いものや景観上デザインが優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。
屋上広告	⑦ 屋上広告物は設置しない。ただし、1つの表示面の表示面積が2m ² 以下で、下端の高さが5m以下のもの、かつ、街並みとの調和に十分な配慮を行うもので、市長が特に認めたものについては、この限りでない。
壁面広告	⑦ 1つの表示面の表示面積は2m ² 以下とする。[3筋沿い、その他の道路沿い] イ 窓面を利用した広告物は設置しない。ただし、やむを得ず表示する場合は、切り抜き文字を使用するなど、景観上の配慮を行う。
数量	⑦ 屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、一壁面につき5m ² 以下とする。(各広告物の表示面積は鉛直投影で計算する。)[3筋沿い、その他の道路沿い] ⑧ 屋上広告及び壁面広告の表示面積の合計は、当該広告物が設置された建築物の壁面面積の1/20以下とする。ただし、一壁面の面積が100m ² 未満の建築物については、5m ² 以下とする。(各広告物の表示面積及び建築物の壁面積は鉛直投影で計算する。)[杉村老松線沿い、一般国道41号沿い]
突出広告	⑦ 道路(杉村老松線及び一般国道41号以外)上空に突き出さない。[3筋沿い、その他の道路沿い] ⑧ 突出幅は、建築物の壁面から1m以下とする。 ⑨ 1つの表示面の表示面積は、以下のとおりとする。 ・1m ² 以下 [杉村老松線沿い、一般国道41号沿い] ・0.5m ² 以下 [3筋沿い、その他の道路沿い] ⑩ 下端の高さは2.5m以上とする。 オ 一壁面には、一列にまとめて設置する。ただし、1つの表示面の表示面積が0.5m ² 以下で、下端の高さが2.5m以上のものについては、この限りでない。 カ 一列にまとめて設置する突出広告の形態、意匠、色彩などは、統一感のあるものとするよう努める。

地上広告	<p>⑦ 地上からの高さは、6m以下とし、1つの側面の表示面積の合計は2m²以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行なうもので、公共性の高いものや景観上デザインが特に優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑧ 道路境界線から3m以内の区域に設置する地上広告の表示面積の合計は8m²以下とする。ただし、街並みとの調和に十分な配慮を行なうもので、公共性の高いものや景観上デザインが特に優れていると市長が特に認めたものについては、この限りでない。</p> <p>⑨ 道路（杉村老松線及び一般国道41号以外）上空に突き出さない。 〔3筋沿い、その他の道路沿い〕</p> <p>⑩ 道路（杉村老松線及び一般国道41号）上空に突き出すものは、下端の高さを2.5m以上とする。 〔杉村老松線沿い、一般国道41号沿い〕</p>
景観重要建造物などの周辺	景観重要建造物などの周辺においては、これとの調和に配慮する。
道路上の広告物	<p>⑦ 道路上に設置される、電柱、街路灯、消火栓標識、広域避難所誘導標識、バス停留所標識及び、バス停留所上屋については、その設置する目的以外の広告物を表示しない。</p> <p>イ 置き看板、立看板、広告旗（のぼり旗）は道路上に設置しない。</p>

附則

この景観計画のうち「3 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項」並びに「5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」については、平成 19 年 10 月 1 日から適用します。

附則

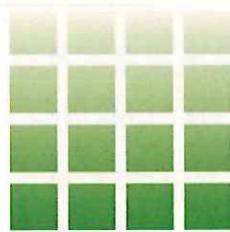
この景観計画のうち名古屋駅都市景観形成地区及び四谷・山手通都市景観形成地区に該当する事項については、平成 20 年 10 月 1 日から適用します。

附則

この景観計画のうち築地都市景観形成地区及び今池都市景観形成地区に該当する事項については、平成 22 年 4 月 1 日から適用します。

附則

この景観計画のうち白壁・主税・樟木都市景観形成地区に該当する事項については、平成 24 年 3 月 1 日から適用します。



名古屋市景観計画

平成 年 月

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 都市景観室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話 : 052-972-2732

ファクシミリ : 052-972-4485

ホームページ : <http://www.city.nagoya.jp>

電 子 メール : a2732@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

この冊子は再生紙を使用しています。